

令和3年度 第4回定例庁議 次第

日時：令和3年7月7日（水）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 臨時的又は緊急的業務に係る他部局職員への事務応援の要請について（総務部）

(2) 災害対策基本法改正に伴う笛吹市地域防災計画の見直しについて（総務部）

(3) 令和3年度笛吹市総合防災訓練の実施について（総務部）

(4) 「笛吹市過疎地域持続的発展計画」(案)について（総合政策部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 8月5日（木）午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ 報告事項		令和3年7月7日提出	
件名	臨時的又は緊急的業務に係る他部局職員への事務応援の要請について	部局名	総務部
概要	イベントの開催や災害対応等、臨時的又は緊急的な業務を行う際に、担当部局の職員のみによる実施が困難なことから、他の部局の職員に事務応援を要請する場合の、事務フローや時間外勤務の取扱いについて定める。		
経過	これまで、臨時的又は緊急的な業務を行う際は、職員の手続応援を要請しようとする部局と要請先の部局の間で、協議の上、事務の応援を適宜行っている。		
問題・課題	応援要請に係る事務フローや時間外勤務の取扱い等に係る統一的な定めがない。		
対応策	別添のとおり「臨時的又は緊急的業務に係る他部局職員への事務応援の要請について」を定める。		
協議結果	【報告事項確認了】		

臨時的又は緊急的業務に係る他部局職員への事務応援の要請について

令和3年7月7日

臨時的又は緊急的に業務を行う際に、担当部局の職員のみによる実施が困難な場合において、他の部局の職員に事務応援を要請する場合の取扱いに関しては、次のとおりとする。

1 総務課への事前協議

他の部局の職員に事務応援を要請しようとする担当課の長（要請元課長）は、事務応援が必要な理由、事務内容、期間、人数、時間外勤務の取扱い等を示して、総務課長に事前協議を行う。

2 他部局への応援要請

他の部局の職員に事務応援を要請しようとする担当部局の長（要請元部局長）は、市長決裁（総務部長合議を含む。）を受けた上で、要請先の部局の長（要請先部局長）に対し、事務内容、期間、人数、時間外勤務の取扱い等を示して、文書（メール可）により要請を行う。

なお、市長決裁及び要請は、原則として事務実施日の1週間前までに行う。

3 職員への勤務命令

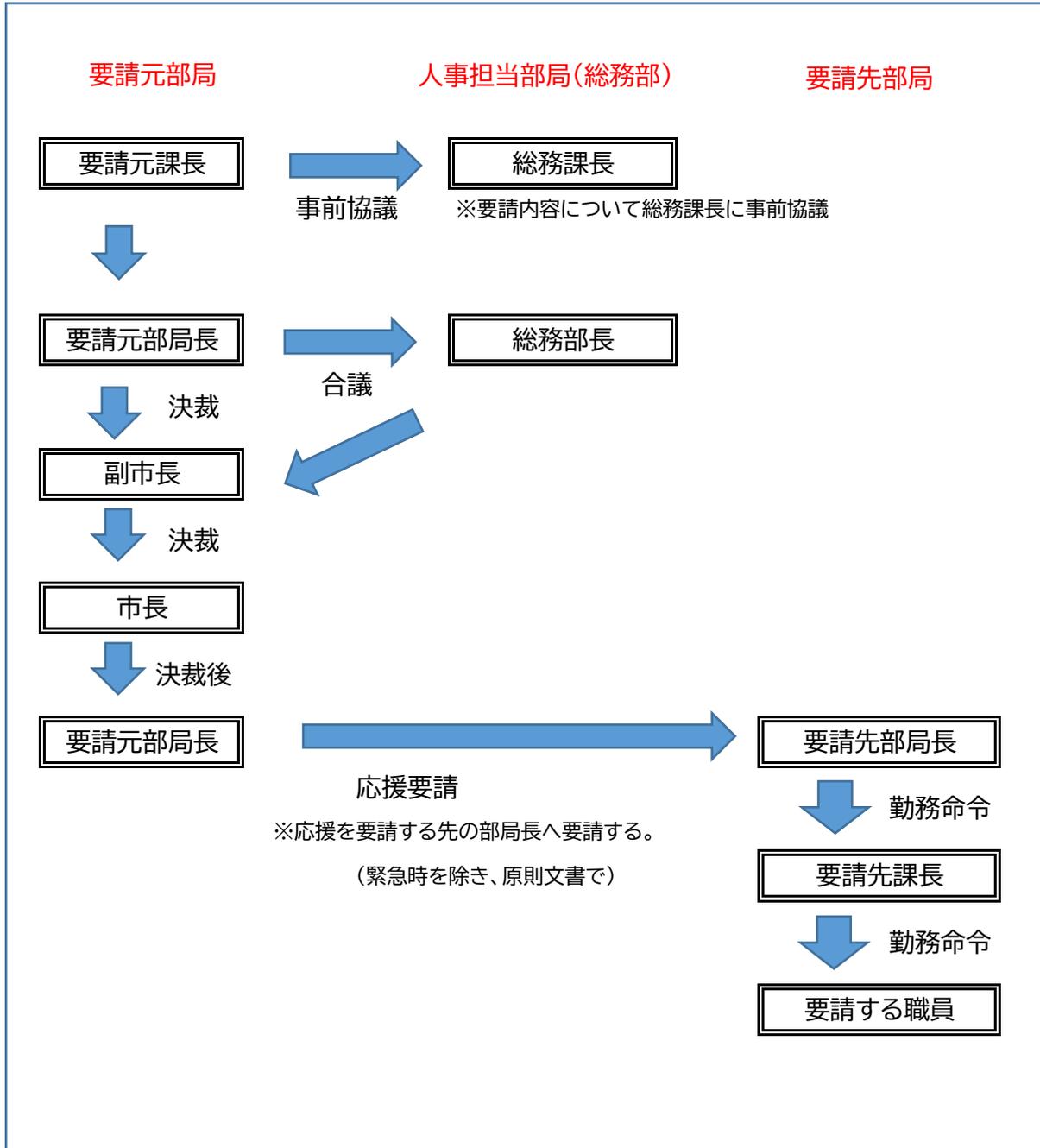
要請先部局長は、要請元部局長から事務応援の要請を受けた場合、要請先部局長が所属する課長（要請先課長）に要請を行い、要請先課長は、所属職員に勤務命令を行う。

4 職員の時間外勤務の取扱い

事務応援に従事した職員の時間外勤務に関わる取扱いについては、別添「笛吹市職員時間外勤務の運用について」による。

※事務応援の手続については、別添のフロー図のとおりとする。

他部局への事務応援要請手続フロー図



笛吹市職員時間外勤務の運用について

令和3年7月1日

職員の時間外、休日、夜間勤務の取り扱いについて必要な事項を定め、運用するものとする。

1 時間外勤務（休日・夜間勤務を含む）命令の取り扱い

(1) 課長等は、職員の時間外勤務について管理・監督するものとする。

時間外勤務の命令は、事前に課長等が命令簿によって行うものとし、事後における承認は認めないものとする。

課長等は、職員の事務量・事務分掌をよく把握するとともに、事務の振り分け等を行い、安易に時間外勤務の命令をしてはならない。

命令簿には、業務内容を詳細に書き、命令を受ける。

命令のあった時間外勤務の翌日に、実際に行った時間外勤務の時間（実績）を記入して、命令権者の確認を受ける。

(2) 公用車（自家用車で公用使用の承認を受けた車も含む。）を運転する職員が、目的地までの往復のために時間外勤務をしたときは、時間外手当の支給対象とする。

(3) 出張者が、目的地で時間外勤務に服務するときは次による。

ア あらかじめ時間外勤務命令を受けなければならない。

イ 目的地で緊急に時間外勤務をしなければならないときは、事前に電話等によって課長等の承認を受けなければならない。

2 週休日の時間外手当の取り扱い（土、日）

命令により週休日に勤務をする場合の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 1日単位又は3.5時間（午前）、4.25時間（午後）の半日単位で同一週内（土曜日に勤務する場合は前の月～金曜日、日曜日に勤務する場合は後の月～金曜日）において週休日を振替えることで時間外勤務手当は支給しない。

緊急業務で3.5時間未満の勤務には時間外勤務手当（135/100）を支給する。

(2) やむを得ない理由によって同一週内に振替ができない場合には、前4週・後8週の間振替を行い、1週間の勤務時間（38時間45分）を超えることとなった場合は、この超えて勤務した部分について時間外勤務手当（25/100）を支給する。

課長等は同一週内に振替ができなかった場合、理由書を作成し、職員の時間外勤務手当命令簿とともに提出する。

前4週・後8週を超えた振替は認められません。

(3) 週休日の振替は、「週休日・休日の振替・代休の指定簿」により行う。

週休日の勤務命令は、あらかじめ振替後の週休日を指定した後に行う。

なお、週休日を振替える場合、1週間に1日以上 of 週休日を与えるようにしなければならない。

(4) 休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合原則として1時間を置き、この時間について手当は支給しない。

3 休日勤務手当の取り扱い（祝日、12月29日～1月3日）

命令により休日に勤務をする場合の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 1日単位での勤務（命令）を基本とし、代休日（休日後8週以内）の指定により休日勤務手当は支給しない。

1日に満たない時間数には、休日勤務手当（135/100）を支給する。

(2) 課長等は、休日勤務を命ずる場合において「週休日・休日の振替・代休の指定簿」によってあらかじめ代休日を指定し、行う。

休日後8週を越えた代休は認められません。

(3) 休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合原則として1時間を置き、この時間について手当は支給しない。

4 管理職の勤務時間の振替、代休の指定、管理職特別勤務手当については「管理職の振替及び代休の取扱について」のとおりとする。

5 課長等が時間外勤務を命令することができる時間は、原則として以下のとおりとする。

（週休日の振替または休日の代休指定したものは含まない）

① 月 45 時間以内

② 3 か月 120 時間以内

③ 年 360 時間以内

ただし、災害等の緊急の場合は、この限りではない。

6 会計年度任用職員等には、原則、時間外勤務の命令はしない。

7 木曜日はこれまでどおり全庁退庁日とします。「緊急的な必要」があり時間外勤務を行う場合、担当課長は総務課長に理由・人数を報告した上で、勤務を命じること。勤務した部分について時間外勤務手当（125/100）を支給する。

参考

時間外勤務の手当率

正規の勤務時間が割り振られた日 125/100 （深夜 150/100）

週休日、休日 135/100 （深夜 160/100）

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和3年7月7日提出	
件名	災害対策基本法改正に伴う笛吹市地域防災計画の見直しについて	部局名	総務部
概要	災害対策基本法等の一部が改正され、令和3年5月20日から施行された。この度の改定において、避難情報の「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化された。		
経過	甚大な被害をもたらした令和元年台風19号の通過に伴う災害対応の際、市町村長が発令する「避難勧告」「避難指示」等の避難情報について、危険度の高さの違いなどが分かりづらいことから、避難が遅れ、被災したケースが全国で多数発生した。		
問題・課題	<p>1 現在の笛吹市地域防災計画は、平成29年度に改訂された計画であり、災害対策基本法の改正内容を反映するために、笛吹市地域防災計画の内容を見直す必要がある。</p> <p>2 職員参集のタイミングを見直す必要がある。</p>		
対応策	<p>1 笛吹市地域防災計画の見直しについて 現在、県が南海トラフ地震による被害想定を試算を行っており、令和4年度末に公開予定である。新たな被害想定は、備蓄や避難に係る計画に大きな影響を及ぼすことから、笛吹市地域防災計画の見直しは、令和4年度に着手することとし、それまでの間は、法改正の内容を踏まえ、読み替えて運用する。(笛吹市地域防災計画の見直しは、県における南海トラフ地震による被害想定を試算の進捗により、令和5年度への繰越しも想定)</p> <p>2 職員参集について 災害時対応マニュアルにおける職員参集のタイミングを変更し、職員に周知する。</p>		
協議結果	【協議事項了】		

現行 (P52~53)	改訂後
<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p>市は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。</p> <p>なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。</p> <p>ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助に当たるものとする。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 防災組織の整備</p> <p>イ 防災知識の普及及び教育、過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p>ウ 防災訓練の実施</p> <p>エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検</p> <p>オ 防災に関する施設の整備、点検</p> <p>カ 自主防災組織等の指導育成</p> <p>キ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>ウ 警報の発令及び伝達</p> <p>エ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護</p> <p>オ 被災者への食料、飲料水、生活必需品等の供給</p> <p>カ 消防、水防その他の応急措置</p> <p>キ 被災者の救出、救助その他の保護</p> <p>ク 応急教育の実施</p> <p>ケ 被災施設及び設備の応急復旧</p> <p>コ 清掃、防疫その他の保健衛生活動</p> <p>サ 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置</p> <p>シ 緊急輸送の確保</p> <p>ス 県その他関係機関に対する応援要請</p> <p>セ 広域一時滞在に関する協定の締結</p> <p>ソ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>(3) 災害復旧</p> <p>ア 被災した施設等の原形復旧</p> <p>イ 災害の再発防止</p> <p>ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置</p> <p>2 県</p> <p>県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。</p> <p>(1) 災害予防</p>	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p>市は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。</p> <p>なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。</p> <p>ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助に当たるものとする。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 防災組織の整備</p> <p>イ 防災知識の普及及び教育、過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p>ウ 防災訓練の実施</p> <p>エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検</p> <p>オ 防災に関する施設の整備、点検</p> <p>カ 自主防災組織等の指導育成</p> <p>キ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>ウ 警報の発令及び伝達</p> <p>エ 避難の指示及び避難者の保護</p> <p>オ 被災者への食料、飲料水、生活必需品等の供給</p> <p>カ 消防、水防その他の応急措置</p> <p>キ 被災者の救出、救助その他の保護</p> <p>ク 応急教育の実施</p> <p>ケ 被災施設及び設備の応急復旧</p> <p>コ 清掃、防疫その他の保健衛生活動</p> <p>サ 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置</p> <p>シ 緊急輸送の確保</p> <p>ス 県その他関係機関に対する応援要請</p> <p>セ 広域一時滞在に関する協定の締結</p> <p>ソ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>(3) 災害復旧</p> <p>ア 被災した施設等の原形復旧</p> <p>イ 災害の再発防止</p> <p>ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置</p> <p>2 県</p> <p>県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。</p> <p>(1) 災害予防</p>

<p>ア 防災組織の整備</p> <p>イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備</p> <p>ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援</p> <p>エ 防災訓練の実施</p> <p>オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</p> <p>カ 防災に関する施設の整備、点検</p> <p>キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等</p> <p>ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>イ 警報の発令及び伝達、避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施</p> <p>ウ 消防、水防その他の応急措置</p> <p>エ 被災者の救出、救助その他の保護</p> <p>オ 被災者等からの相談窓口の設置</p> <p>カ 応急教育の実施</p> <p>キ 被災施設及び設備の応急復旧</p> <p>ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動</p> <p>ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置</p> <p>コ 緊急輸送の確保</p> <p>サ 広域一時滞在に関する協定の締結</p> <p>シ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>(3) 災害復旧</p> <p>ア 被災した施設等の原形復旧</p> <p>イ 災害の再発防止</p> <p>ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) 関東農政局（山梨支局）</p> <p>ア 災害予防</p> <p>（ア）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導</p> <p>（イ）防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>（ア）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告</p> <p>（イ）災害時における種もみ、その他営農資材の確保</p> <p>（ウ）災害時における生鮮食料品等の供給</p> <p>（エ）災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除</p>	<p>ア 防災組織の整備</p> <p>イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備</p> <p>ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援</p> <p>エ 防災訓練の実施</p> <p>オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</p> <p>カ 防災に関する施設の整備、点検</p> <p>キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等</p> <p>ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>イ 警報の発令及び伝達、避難の指示並びに、市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施</p> <p>ウ 消防、水防その他の応急措置</p> <p>エ 被災者の救出、救助その他の保護</p> <p>オ 被災者等からの相談窓口の設置</p> <p>カ 応急教育の実施</p> <p>キ 被災施設及び設備の応急復旧</p> <p>ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動</p> <p>ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置</p> <p>コ 緊急輸送の確保</p> <p>サ 広域一時滞在に関する協定の締結</p> <p>シ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>(3) 災害復旧</p> <p>ア 被災した施設等の原形復旧</p> <p>イ 災害の再発防止</p> <p>ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1) 関東農政局（山梨支局）</p> <p>ア 災害予防</p> <p>（ア）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導</p> <p>（イ）防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>（ア）農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告</p> <p>（イ）災害時における種もみ、その他営農資材の確保</p> <p>（ウ）災害時における生鮮食料品等の供給</p> <p>（エ）災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除</p>
---	---

現行 (P64)

(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○ 情報の受伝達体制の確立	○ 地域内の被害状況等の情報の収集
○ 防災知識の普及	○ 住民に対する 避難勧告・指示 の伝達
○ 防災訓練の実施	○ 初期消火等の実施
○ 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄	○ 救出・救護の実施及び協力
○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検	○ 集団避難の実施
○ 災害危険箇所の調査	○ 炊き出しや救助物資の配付に対する
○ 防災マップの作成・配付	協力
○ 必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案	○ 避難所の運営

4 市の指導

- (1) 市は、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 市は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 市は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

改訂後

(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○ 情報の受伝達体制の確立	○ 地域内の被害状況等の情報の収集
○ 防災知識の普及	○ 住民に対する 避難指示 の伝達
○ 防災訓練の実施	○ 初期消火等の実施
○ 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄	○ 救出・救護の実施及び協力
○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検	○ 集団避難の実施
○ 災害危険箇所の調査	○ 炊き出しや救助物資の配付に対する
○ 防災マップの作成・配付	協力
○ 必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案	○ 避難所の運営

4 市の指導

- (1) 市は、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 市は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 市は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

現行 (P79)	改訂後
<p>7 崖地近接等危険住宅移転事業 市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。</p> <p>8 急傾斜地崩壊防止対策 急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。</p> <div data-bbox="311 499 1285 558" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○急傾斜地危険区域一覧</p> </div> <p>第5 土砂災害警戒区域等における対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 平成 22 年県告示第 354 号により、資料編に掲げるとおり、市内に、214 の土砂災害警戒区域、159 の土砂災害特別警戒区域が指定されている。土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。 市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。 大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。</p> <div data-bbox="311 1192 1285 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p> </div> <p>2 土砂災害警戒情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報の目的 土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の発表 気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象庁が共同で作成し市町村単位で発表する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点 土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。 また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。</p>	<p>7 崖地近接等危険住宅移転事業 市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。</p> <p>8 急傾斜地崩壊防止対策 急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。</p> <div data-bbox="1587 499 2561 558" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○急傾斜地危険区域一覧</p> </div> <p>第5 土砂災害警戒区域等における対策</p> <p>1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 平成 22 年県告示第 354 号により、資料編に掲げるとおり、市内に、214 の土砂災害警戒区域、159 の土砂災害特別警戒区域が指定されている。土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。 市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。 大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。</p> <div data-bbox="1587 1192 2561 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>資料編 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p> </div> <p>2 土砂災害警戒情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報の目的 土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の発表 気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象庁が共同で作成し市町村単位で発表する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点 土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。 また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。</p>

現行 (P80)	改訂後
<p>(4) 土砂災害警戒情報の捕捉情報 県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開することから、市は、随時必要な情報を把握する。</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報の伝達は、本編第3章第6節第1「1(6)甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。</p> <p>第6 孤立地区対策 平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震、平成23年東北地方太平洋沖地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は、孤立するおそれのある地区に市防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。</p> <p>市は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 孤立予想地域の事前把握 市は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。 孤立危険性に関する住民への周知 市は、孤立が発生した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。 通信設備等の整備 外部との通信手段を確保するため、市防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。 空路による緊急輸送の確保 陸路の寸断により孤立が発生した場合、空路による緊急輸送が確保できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急輸送手段の整備を推進する。 <div data-bbox="314 1310 1285 1392" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 集団避難の検討 孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。 <p>第7 農業災害対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業用施設対策 市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握しておき、地震及び大雨等の際に関係機関との連絡を密にした体制がとれるよう、平素から必要な協議を行う。 <p>(1) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 ア 湛水防除事業等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検・調査を行い、計画的に整備・補修を行うものとする。</p>	<p>(4) 土砂災害警戒情報の捕捉情報 県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開することから、市は、随時必要な情報を把握する。</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報の伝達は、本編第3章第6節第1「1(6)甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。</p> <p>第6 孤立地区対策 平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震、平成23年東北地方太平洋沖地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は、孤立するおそれのある地区に市防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。</p> <p>市は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 孤立予想地域の事前把握 市は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。 孤立危険性に関する住民への周知 市は、孤立が発生した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。 通信設備等の整備 外部との通信手段を確保するため、市防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。 空路による緊急輸送の確保 陸路の寸断により孤立が発生した場合、空路による緊急輸送が確保できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急輸送手段の整備を推進する。 <div data-bbox="1584 1310 2555 1392" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 集団避難の検討 孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示の実施基準等を検討しておく。 <p>第7 農業災害対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 農業用施設対策 市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握しておき、地震及び大雨等の際に関係機関との連絡を密にした体制がとれるよう、平素から必要な協議を行う。 <p>(1) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 ア 湛水防除事業等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検・調査を行い、計画的に整備・補修を行うものとする。</p>

現行 (P90)	改訂後
<p data-bbox="314 264 1285 310">資料編 ○市内簡易ガス事業者一覧</p> <p data-bbox="255 331 397 357">2 市の措置</p> <p data-bbox="299 375 991 401">市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。</p> <p data-bbox="278 422 1466 583">(1) 災害予防の知識の啓発 (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及 (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの勧告又は指示</p>	<p data-bbox="1590 264 2561 310">資料編 ○市内簡易ガス事業者一覧</p> <p data-bbox="1516 331 1659 357">2 市の措置</p> <p data-bbox="1561 375 2252 401">市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。</p> <p data-bbox="1540 422 2727 583">(1) 災害予防の知識の啓発 (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及 (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの指示</p>

現行 (P95)	改訂後
<p>行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。</p> <p>(1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。</p> <p>(2) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達する。</p> <p>(3) 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。</p> <p>8 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。</p> <p>避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされないよう、地域内でのルールづくりを促進する。</p> <p>第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策</p> <p>国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）及び山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。</p> <p>1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成</p> <p>(1) 市内に福祉部を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。</p> <p>(2) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材を育成するほか、自主防災組織等において地域の防災活動を継続的に担う適任者（防災専門員）を選任し、組織内での位置づけを確立し、その活用を図る。</p> <p>(4) 笛吹市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を設置し、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。</p> <p>(5) 地域住民が参加して行う自主防災マップ作りを通じて、災害危険箇所等のほか要配慮者を把握し、また支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。</p> <p>2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立</p> <p>(1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉部、総務部が主導して避難行動要支援者を把握する。</p> <p>(2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成する。</p> <p>(3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。</p> <p>(4) 東海地震の「注意情報」発表時や、市長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令時に、健全者に先がけて避難行動要支援者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを図る。</p> <p>3 介護等を必要とする要配慮者対策</p> <p>(1) 福祉避難所の整備等</p>	<p>行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。</p> <p>(1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。</p> <p>(2) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達する。</p> <p>(3) 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。</p> <p>8 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。</p> <p>避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされないよう、地域内でのルールづくりを促進する。</p> <p>第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策</p> <p>国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）及び山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。</p> <p>1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成</p> <p>(1) 市内に福祉部を中心とした要配慮者支援班を設置し、要配慮者の避難支援業務を実施する。</p> <p>(2) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材を育成するほか、自主防災組織等において地域の防災活動を継続的に担う適任者（防災専門員）を選任し、組織内での位置づけを確立し、その活用を図る。</p> <p>(4) 笛吹市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を設置し、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。</p> <p>(5) 地域住民が参加して行う自主防災マップ作りを通じて、災害危険箇所等のほか要配慮者を把握し、また支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。</p> <p>2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立</p> <p>(1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉部、総務部が主導して避難行動要支援者を把握する。</p> <p>(2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成する。</p> <p>(3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。</p> <p>(4) 東海地震の「注意情報」発表時や、市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、健全者に先がけて避難行動要支援者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを図る。</p> <p>3 介護等を必要とする要配慮者対策</p> <p>(1) 福祉避難所の整備等</p>

現行 (P106)	改訂後
<p>10 県の現地災害対策本部との連携</p> <p>市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置される場合は、県の現地災害対策本部を笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。</p> <p>第3 災害警戒本部の設置</p> <p>1 設置基準</p> <p>(1) 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。</p> <p>(2) 洪水や土砂災害に係る避難勧告が発令する等の状況が生じたとき。</p> <p>(3) 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。</p> <p>(4) 震度5弱以上の地震が市内に発生したとき。</p> <p>(5) 富士山に噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表されたとき。</p> <p>(6) その他、総務部長が必要と認めたとき。</p> <p>2 廃止基準</p> <p>本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置が概ね完了したと認められるときに廃止する。</p> <p>3 災害警戒本部の組織</p> <p>(1) 本部長 総務部長</p> <p>(2) 副本部長 防災危機管理課長</p> <p>(3) 班長 災害対策本部組織における班長をもって充てる。</p> <p>(4) 現地活動拠点支部 災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。</p> <p>(5) 統括局 災害対策本部組織における統括局をもって充てる。</p> <p>(6) 班員 災害対策本部組織における各班から部長が指名する3名をもって充てる。</p> <p>第4 現地災害対策本部の設置</p> <p>1 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。</p> <p>2 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。</p> <p>3 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第5 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動</p> <p>災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に代わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。</p> <p>1 被災地への職員派遣</p> <p>地方連絡本部（峡東地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。</p> <p>当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。</p>	<p>10 県の現地災害対策本部との連携</p> <p>市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置される場合は、県の現地災害対策本部を笛吹市役所本館3階会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。</p> <p>第3 災害警戒本部の設置</p> <p>1 設置基準</p> <p>(1) 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断されるとき。</p> <p>(2) 洪水や土砂災害に係る避難指示が発令する等の状況が生じたとき。</p> <p>(3) 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。</p> <p>(4) 震度5弱以上の地震が市内に発生したとき。</p> <p>(5) 富士山に噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表されたとき。</p> <p>(6) その他、総務部長が必要と認めたとき。</p> <p>2 廃止基準</p> <p>本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置が概ね完了したと認められるときに廃止する。</p> <p>3 災害警戒本部の組織</p> <p>(1) 本部長 総務部長</p> <p>(2) 副本部長 防災危機管理課長</p> <p>(3) 班長 災害対策本部組織における班長をもって充てる。</p> <p>(4) 現地活動拠点支部 災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。</p> <p>(5) 統括局 災害対策本部組織における統括局をもって充てる。</p> <p>(6) 班員 災害対策本部組織における各班から部長が指名する3名をもって充てる。</p> <p>第4 現地災害対策本部の設置</p> <p>1 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。</p> <p>2 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。</p> <p>3 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第5 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動</p> <p>災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に代わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。</p> <p>1 被災地への職員派遣</p> <p>地方連絡本部（峡東地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。</p> <p>当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。</p>

現行 (P114~115)

改訂後 ⇒ **別途詳細を提示**

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備体制

市職員の配備体制は、次の配備基準による。

市職員配備基準

体制	配備基準	配備を要する所属等と態勢
注意報等配備体制	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報・風雪注意報のいずれか一以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課（3名） 2 総合政策部政策課・企画課（2名） 3 産業観光部農林土木課（2名） 4 建設部土木課（3名） 5 各支所地域住民課（3名） ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内においては、通常業務を行いながら、情報収集に努める。 (2) 勤務時間外においては、配備を要する所属は自宅待機とする。 (3) ただし、状況に応じて出動をする。
警報等配備体制	1 大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風（雪）警報のいずれか一以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課（3名） 2 総務部総務課（2名） 3 総合政策部政策課・企画課（2名） 4 産業観光部農林土木課（2名） 5 建設部土木課（3名） 6 各支所地域住民課（3名） ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1名残り、各課で業務を行う。 (2) 勤務時間外は、防災危機管理課に配置し業務を行う。 (3) 支所は、各支所に配置し業務を行う。
災害警戒本部体制	1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断される時。 2 洪水や土砂災害に係る 避難勧告 が発令する等の状況が生じたとき。 3 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。 4 富士山に噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表されたとき。 5 その他、総務部長が必要と認めるとき。 ※ 「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	1 本部長…総務部長 2 副本部長…防災危機管理課長 3 班長…災害対策本部組織における班長をもって充てる。 4 現地活動拠点支部…災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。 5 統括局…災害対策本部組織における統括局員をもって充てる。 6 班員…災害対策本部組織における各班から3名をもって充てる。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備体制

市職員の配備体制は、次の配備基準による。

市職員配備基準

体制	配備基準	配備を要する所属等と態勢
注意報等配備体制	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報・風雪注意報のいずれか一以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課（3名） 2 総合政策部政策課・企画課（2名） 3 産業観光部農林土木課（2名） 4 建設部土木課（3名） 5 各支所地域住民課（3名） ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内においては、通常業務を行いながら、情報収集に努める。 (2) 勤務時間外においては、配備を要する所属は自宅待機とする。 (3) ただし、状況に応じて出動をする。
警報等配備体制	1 大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風（雪）警報のいずれか一以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課（3名） 2 総務部総務課（2名） 3 総合政策部政策課・企画課（2名） 4 産業観光部農林土木課（2名） 5 建設部土木課（3名） 6 各支所地域住民課（3名） ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1名残り、各課で業務を行う。 (2) 勤務時間外は、防災危機管理課に配置し業務を行う。 (3) 支所は、各支所に配置し業務を行う。
災害警戒本部体制	1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断される時。 2 洪水や土砂災害に係る 避難指示 が発令する等の状況が生じたとき。 3 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。 4 富士山に噴火警戒レベル3（入山規制）以上が発表されたとき。 5 その他、総務部長が必要と認めるとき。 ※ 「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	1 本部長…総務部長 2 副本部長…防災危機管理課長 3 班長…災害対策本部組織における班長をもって充てる。 4 現地活動拠点支部…災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。 5 統括局…災害対策本部組織における統括局員をもって充てる。 6 班員…災害対策本部組織における各班から3名をもって充てる。 ※「高齢者避難」をどこに記載するか。

<p>災害対策本部体制</p>	<p>1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。 2 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。 3 市内に特別警報が発表されたとき。 4 富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）以上が発表されたとき。 5 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき。 6 その他、市長が必要と認めたとき。 ※ 「災害が広範な地域に・・・わたるおそれあり」とは通信の途絶などにより被災状況が確認できない状況や分析した被害想定を指す。</p>	<p>全職員 ※ 全所属において3班体制によるローテーションにより24時間体制とする。</p>		<p>災害対策本部体制</p>	<p>1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。 2 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。 3 市内に特別警報が発表されたとき。 4 富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）以上が発表されたとき。 5 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき。 6 その他、市長が必要と認めたとき。 ※ 「災害が広範な地域に・・・わたるおそれあり」とは通信の途絶などにより被災状況が確認できない状況や分析した被害想定を指す。</p>	<p>全職員 ※ 全所属において3班体制によるローテーションにより24時間体制とする。</p>	
-----------------	--	--	--	-----------------	--	--	--

現行 (P125)	改訂後
<p>3 受入体制の確立</p> <p>市は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。</p> <p>なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">資料編 ○自衛隊宿泊予定施設一覧</div> <p>第7 広域一時滞在</p> <p>1 実施・受入体制の整備等</p> <p>災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第16節「第8 市町村・県の区域を越えた避難者の受入れ」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。</p> <p>なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章第16節「第2 避難勧告・指示」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。</p> <p>2 県内広域一時滞中</p> <p>(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞中を求める場合の対応</p> <p>ア 協議の実施</p> <p>災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞中（県内広域一時滞中）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受入れについて、協議を行う。</p> <p>なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）</p> <p>イ 知事への報告</p> <p>アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。</p> <p>（災害対策基本法第86条の2第2項）</p> <p>ウ 協議内容の公示及び通知等</p> <p>協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。</p> <p>（災害対策基本法第86条の2第6項）</p> <p>エ 県内広域一時滞中の終了</p> <p>市長は、県内広域一時滞中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機</p>	<p>3 受入体制の確立</p> <p>市は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。</p> <p>なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">資料編 ○自衛隊宿泊予定施設一覧</div> <p>第7 広域一時滞在</p> <p>1 実施・受入体制の整備等</p> <p>災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第16節「第8 市町村・県の区域を越えた避難者の受入れ」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。</p> <p>なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞中を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章第16節「第2 避難指示」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。</p> <p>2 県内広域一時滞中</p> <p>(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞中を求める場合の対応</p> <p>ア 協議の実施</p> <p>災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞中（県内広域一時滞中）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受入れについて、協議を行う。</p> <p>なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）</p> <p>イ 知事への報告</p> <p>アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。</p> <p>（災害対策基本法第86条の2第2項）</p> <p>ウ 協議内容の公示及び通知等</p> <p>協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。</p> <p>（災害対策基本法第86条の2第6項）</p> <p>エ 県内広域一時滞中の終了</p> <p>市長は、県内広域一時滞中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機</p>

現行 (P137) 改訂後

第6節 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に受理・伝達し、予防対策等を適切に実施し、被害発生
の防止又は軽減を図る。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

- 1 甲府地方気象台が発表する予報・警報
(1) 予報・特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類	概要
府県天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、 <input checked="" type="checkbox"/> 気温等の予報
天気分布予報	地方予報区を対象に、約 20 km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先 まで で時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
警報級の可能性（明日まで）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象になる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日5時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
警報級の可能性（明後日以降）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象になる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府県気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意 喚起 する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が 避難勧告 などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村を対象に発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった 時 きに発表する情報
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

第6節 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に受理・伝達し、予防対策等を適切に実施し、被害発生
の防止又は軽減を図る。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

- 1 甲府地方気象台が発表する予報・警報
(1) 予報・特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類	概要
府県天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、 <input checked="" type="checkbox"/> 気温等の予報
天気分布予報	地方予報区を対象に、約 20 km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先 まで で時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
警報級の可能性（明日まで）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象になる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日5時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
警報級の可能性（明後日以降）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象になる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府県気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意 喚起 する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が 避難指示 などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村を対象に発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった 時 きに発表する情報
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

現行 (P155)	改訂後
<p style="text-align: center;">第 8 節 災害広報計画</p> <p>災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を提供し、民心の安定を図る。</p> <p>第 1 実施機関</p> <p>災害時の広報活動は、総合政策部広報班において行う。</p> <p>広報班は、正確な災害情報、市域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。</p> <p>なお、広報を行うに当たっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、自主防災組織等の協力による戸別訪問、市ホームページへの外国語併記による広報など障がい者・高齢者や外国人等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。</p> <p>第 2 広報の方法</p> <p>災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行うとともに、なお、平時から住民に広報が伝達されるよう、手法について随時検討に努めるものとする。</p> <p>このうち、Lアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市防災行政無線による放送 2 Lアラート（災害情報共有システム）を利用した周知 3 広報車の巡回広報 4 市ホームページ・SNSへの掲載 5 臨時広報紙・チラシの配布 6 掲示板への掲示等 <p>第 3 広報資料の収集</p> <p>災害情報の収集は、本章第 7 節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により広報班・議会事務局班は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。</p> <p>第 4 広報内容</p> <p>広報は、概ね次の事項に重点をおいて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住民の心構え 2 避難の勧告、指示事項 3 災害情報及び市の防災体制 4 被害状況及び応急対策実施状況 5 被災者に必要な生活情報 6 一般住民に必要な注意事項 7 その他必要な事項 <p>第 5 要配慮者への広報</p> <p>聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対して</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 災害広報計画</p> <p>災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を提供し、民心の安定を図る。</p> <p>第 1 実施機関</p> <p>災害時の広報活動は、総合政策部広報班において行う。</p> <p>広報班は、正確な災害情報、市域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。</p> <p>なお、広報を行うに当たっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、自主防災組織等の協力による戸別訪問、市ホームページへの外国語併記による広報など障がい者・高齢者や外国人等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。</p> <p>第 2 広報の方法</p> <p>災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行うとともに、なお、平時から住民に広報が伝達されるよう、手法について随時検討に努めるものとする。</p> <p>このうち、Lアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市防災行政無線による放送 2 Lアラート（災害情報共有システム）を利用した周知 3 広報車の巡回広報 4 市ホームページ・SNSへの掲載 5 臨時広報紙・チラシの配布 6 掲示板への掲示等 <p>第 3 広報資料の収集</p> <p>災害情報の収集は、本章第 7 節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により広報班・議会事務局班は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。</p> <p>第 4 広報内容</p> <p>広報は、概ね次の事項に重点をおいて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住民の心構え 2 避難の指示事項 3 災害情報及び市の防災体制 4 被害状況及び応急対策実施状況 5 被災者に必要な生活情報 6 一般住民に必要な注意事項 7 その他必要な事項 <p>第 5 要配慮者への広報</p> <p>聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対して</p>

現行 (P168)	改訂後
<p style="text-align: center;">第 1 2 節 原子力災害応急対策計画</p> <p>本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（山梨県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。</p> <p>なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。</p> <p>第 1 情報の収集及び連絡体制の確立</p> <p>1 警戒事態発生後 警戒事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。</p> <p>2 施設敷地緊急事態発生後 施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民への情報提供を行う。</p> <p>3 全面緊急事態発生後 全面緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。</p> <p>第 2 避難者の受入れ</p> <p>原子力災害により他都道府県から山梨県内への避難者の流入があった場合及び県内各市町村から本市への避難者の流入があった場合、県と協議の上、一時避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入に努める。</p> <p>第 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表 1 の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。</p> <p>万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。</p> <p>なお、情報提供に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に対する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は指示の措置をとる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 節 原子力災害応急対策計画</p> <p>本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（山梨県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。</p> <p>なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。</p> <p>第 1 情報の収集及び連絡体制の確立</p> <p>1 警戒事態発生後 警戒事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。</p> <p>2 施設敷地緊急事態発生後 施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び市民への情報提供を行う。</p> <p>3 全面緊急事態発生後 全面緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関及び市民へ情報提供を行う。</p> <p>第 2 避難者の受入れ</p> <p>原子力災害により他都道府県から山梨県内への避難者の流入があった場合及び県内各市町村から本市への避難者の流入があった場合、県と協議の上、一時避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入に努める。</p> <p>第 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表 1 の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。</p> <p>万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。</p> <p>なお、情報提供に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に対する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は指示の措置をとる。</p>

現行 (P178)	改訂後
<p>○医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</p> <p>○患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</p> <p>○建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</p> <p>(イ) 規制除外の事前届対象とならない車両</p> <p>◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両</p> <p>○燃料を輸送する車両（タンクローリー）</p> <p>○路線バス・高速バス</p> <p>○霊柩車</p> <p>○一定の物資を輸送する大型貨物自動車</p> <p>※ 搬送する物資の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、医療用資材等 ・食料品、日用品等の消費財 ・建築用資材 ・金融機関の現金 ・家畜の飼料 ・新聞、新聞用ロール紙 <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認手続</p> <p>災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、笛吹警察署及び交通検問所等において実施する。</p> <p>(2) 緊急通行車両の事前届出</p> <p>県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても市内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。</p> <p>(3) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認</p> <p>事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請をした場合は、確認のため必要な審査は省略される。</p> <p>(4) 緊急通行車両の範囲</p> <p>緊急通行車両は、概ね次に掲げる業務に従事する車両とする。</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの</p> <p>イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの</p> <p>ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの</p> <p>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの</p> <p>オ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの</p> <p>カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの</p>	<p>○医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</p> <p>○患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</p> <p>○建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</p> <p>(イ) 規制除外の事前届対象とならない車両</p> <p>◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両</p> <p>○燃料を輸送する車両（タンクローリー）</p> <p>○路線バス・高速バス</p> <p>○霊柩車</p> <p>○一定の物資を輸送する大型貨物自動車</p> <p>※ 搬送する物資の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、医療用資材等 ・食料品、日用品等の消費財 ・建築用資材 ・金融機関の現金 ・家畜の飼料 ・新聞、新聞用ロール紙 <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認手続</p> <p>災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、笛吹警察署及び交通検問所等において実施する。</p> <p>(2) 緊急通行車両の事前届出</p> <p>県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても市内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。</p> <p>(3) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認</p> <p>事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請をした場合は、確認のため必要な審査は省略される。</p> <p>(4) 緊急通行車両の範囲</p> <p>緊急通行車両は、概ね次に掲げる業務に従事する車両とする。</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に従事するもの</p> <p>イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの</p> <p>ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの</p> <p>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの</p> <p>オ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの</p> <p>カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの</p>

第16節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを**勧告・指示**し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

第1 避難誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する**避難勧告等**を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 「**避難準備・高齢者等避難開始**」情報発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に**避難勧告**を発令する準備に入ったことを知らせる「**避難準備・高齢者等避難開始**」情報を発令する体制の確立に努める。

< 3 類型の避難情報 >

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、近隣の安全な場所へ自発的な避難を開始することが強く望まれる。(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が、避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○予想される災害に対応した安全な場所へ速やかに避難する。また、避難することによりかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物や屋内安全確保を行う。
避難指示 (緊急)	○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○土砂災害の危険地域等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る、若しくは、避難することによりかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物や屋内安全確保を行うなど、生命を守る最低限の行動をとる。

※近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

第16節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを**指示**し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

第1 避難誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する**避難指示等**を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 「**高齢者等避難**」情報発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に**避難指示**を発令する準備に入ったことを知らせる「**高齢者等避難**」情報を発令する体制の確立に努める。

< 3 類型の避難情報 >

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、近隣の安全な場所へ自発的な避難を開始することが強く望まれる。(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○通常の避難行動ができる者が、避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○予想される災害に対応した安全な場所へ速やかに避難する。また、避難することによりかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物や屋内安全確保を行う。
緊急安全確保	○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○土砂災害の危険地域等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る、若しくは、避難することによりかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物や屋内安全確保を行うなど、生命を守る最低限の行動をとる。

※近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

現行 (P190~191)	改訂後																								
<p>※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>また、突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p>	<p>※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>また、突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p>																								
<p>3 避難基準</p> <p>河川の氾濫による水害や大雨による土砂災害による避難基準を次表のとおり定める。</p> <p>なお、以下の基準はあくまで目安として定めるものであり、避難情報の発令に当たっては避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、土砂災害危険箇所の巡視等の情報を含めて総合的に判断する。</p>	<p>3 避難基準</p> <p>河川の氾濫による水害や大雨による土砂災害による避難基準を次表のとおり定める。</p> <p>なお、以下の基準はあくまで目安として定めるものであり、避難情報の発令に当たっては避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、土砂災害危険箇所の巡視等の情報を含めて総合的に判断する。</p>																								
<table border="1" data-bbox="320 567 1371 1984"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 567 451 651">避難情報</th> <th data-bbox="451 567 914 651">河川の氾濫による水害</th> <th data-bbox="914 567 1371 651">大雨による土砂災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 651 451 1213">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="451 651 914 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m） </td> <td data-bbox="914 651 1371 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量が変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1213 451 1852">避難勧告</td> <td data-bbox="451 1213 914 1852"> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○特別警報が発表されたとき。 </td> <td data-bbox="914 1213 1371 1852"> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が300mmを超えたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「嚴重注意」に達したとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1852 451 1984">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="451 1852 914 1984"> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 </td> <td data-bbox="914 1852 1371 1984"> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災 </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量が変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○特別警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が300mmを超えたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「嚴重注意」に達したとき。 	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災 	<table border="1" data-bbox="1590 567 2641 1984"> <thead> <tr> <th data-bbox="1590 567 1721 651">避難情報</th> <th data-bbox="1721 567 2184 651">河川の氾濫による水害</th> <th data-bbox="2184 567 2641 651">大雨による土砂災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1590 651 1721 1213">高齢者等避難</td> <td data-bbox="1721 651 2184 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m） </td> <td data-bbox="2184 651 2641 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量が変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1213 1721 1852">避難指示</td> <td data-bbox="1721 1213 2184 1852"> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○特別警報が発表されたとき。 </td> <td data-bbox="2184 1213 2641 1852"> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が300mmを超えたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「嚴重注意」に達したとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 1852 1721 1984">緊急安全確保</td> <td data-bbox="1721 1852 2184 1984"> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 </td> <td data-bbox="2184 1852 2641 1984"> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災 </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量が変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○特別警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が300mmを超えたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「嚴重注意」に達したとき。 	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災
避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害																							
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量が変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。 																							
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○特別警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が300mmを超えたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「嚴重注意」に達したとき。 																							
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災 																							
避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害																							
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：2.9m） ・平等川（平等川観測所：2.1m） ・境川（境川橋観測所：1.4m） ・日川（日川観測所：4.2m） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えたとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（湧水又は地下水が濁り始めた、湧水又は地下水の量が変化、小石が斜面からばらばら落ちだす、斜面の湧水・表面流の発生、土臭いすっぱい匂い等異様な匂い等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による土砂災害発生危険基準線（CL）の実況がレベル1「警戒」に達したとき。 																							
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・渋川（渋川観測所：2.4m） ・浅川（浅川観測所：1.2m） ・天川（天川観測所：1.0m） ・金川（金川観測所：1.4m） ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○特別警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が300mmを超えたとき、又は大雨警報が発表され、連続雨量が250mmを超えてから時間雨量30mmを超える強度の降雨があったとき。 ○土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の通報又は巡視により発見があったとき（溪流付近で斜面崩壊、降雨が続いているにもかかわらず河川の水位が急激に減少始める、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。 ○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」による1時間後予測が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル2「嚴重注意」に達したとき。 																							
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量が330mmを超えたとき。 ○近隣市町で土砂災害が発生 ○近隣市町で土砂移動現象、土砂災 																							

	<ul style="list-style-type: none"> ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） <p>○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） <p>○河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。</p> <p>○堤防の決壊・越水を確認したとき。</p>	<p>害危険箇所付近で前兆現象の発見があったとき（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂・崩壊等）。</p> <p>○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」に実況が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル3「嚴重警戒」に達したとき。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・平等川（平等川観測所：2.4m） ・境川（境川橋観測所：1.6m） ・日川（日川観測所：4.7m） <p>○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹川（石和観測所：3.3m） <p>○河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。</p> <p>○堤防の決壊・越水を確認したとき。</p>	<p>害危険箇所付近で前兆現象の発見があったとき（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂・崩壊等）。</p> <p>○「山梨県土砂災害警戒情報支援システム」に実況が土砂災害発生危険基準線（CL）を超えてレベル3「嚴重警戒」に達したとき。</p>
--	--	--	--	--	--	--

現行 (P191)

第2 避難勧告・指示

1 実施責任者等

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、市長は、消防吏員に避難のための立退きの**勧告及び指示**を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
勧告・指示	市長	災害全般	知事	災害対策基本法第60条第1項
〃	知事	〃	市長	災害対策基本法第60条第5項
指示	警察官	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
〃	知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
〃	水防管理者（市長）	洪水	〃	水防法第29条
〃	自衛官	災害全般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難勧告・指示の実施時期等

(1) 市長の勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立退きを**勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示**する。

なお、**立退きを勧告・指示**したとき、並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事にその旨を報告する。

(2) 知事の勧告・指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための**立退きの勧告及び指示**に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

改訂後

第2 避難指示

1 実施責任者等

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、市長は、消防吏員に避難のための立退きの**指示**を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
指示	市長	災害全般	知事	災害対策基本法第60条第1項
〃	知事	〃	市長	災害対策基本法第60条第5項
指示	警察官	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
〃	知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
〃	水防管理者（市長）	洪水	〃	水防法第29条
〃	自衛官	災害全般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難指示の実施時期等

(1) 市長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は**立退きを指示**する。

なお、**立退きを指示**したとき、並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事にその旨を報告する。

(2) 知事の指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための**立退きの指示**に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

現行（192）

- (3) 水防管理者（市長）の指示
洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立退きを指示する。この場合、笛吹警察署長に速やかに通知する。
- (4) 知事又はその命を受けた県職員の指示
洪水又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示する。この場合、笛吹警察署長に速やかに通知する。
- (5) 警察官の指示
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示する。この場合、その旨を市長に速やかに通知する。
- (6) 自衛官の指示
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して行う。緊急時においてすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部を省略して迅速な避難の勧告、指示を行うよう努める。

避難勧告時等の明示内

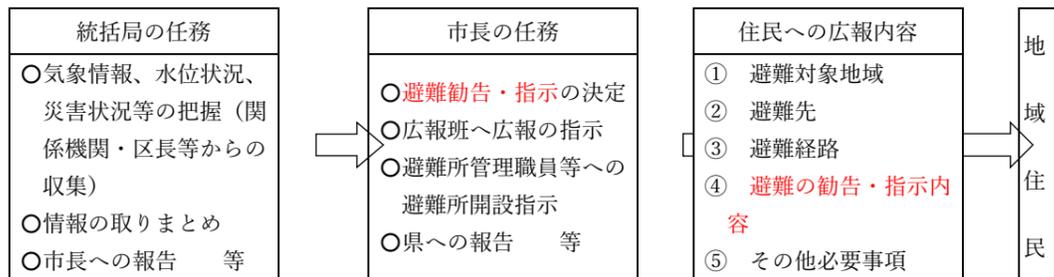
- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難の勧告又は指示の理由
- ⑤ その他必要な事項

4 避難の勧告・指示の伝達方法

市本部は、次の伝達方法を活用し、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。

- 市防災行政無線
- 広報車
- Lアラート
- その他

避難勧告・指示の流れ



5 「避難準備・高齢者等避難開始」情報の発令

高齢者・障がい者等の要配慮者は、避難所への移動に時間がかかるため、市は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により、避難勧告を発令する前に「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発令し、災害危険地域等にいる要配慮者を速やかに避難させるものとする。

改訂後

- (3) 水防管理者（市長）の指示
洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立退きを指示する。この場合、笛吹警察署長に速やかに通知する。
- (4) 知事又はその命を受けた県職員の指示
洪水又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示する。この場合、笛吹警察署長に速やかに通知する。
- (5) 警察官の指示
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示する。この場合、その旨を市長に速やかに通知する。
- (6) 自衛官の指示
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。緊急時においてすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部を省略して迅速な避難の指示を行うよう努める。

避難指示時等の明示内

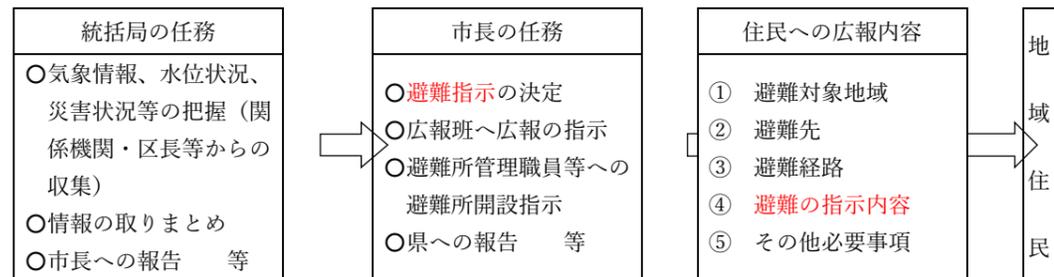
- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難の指示の理由
- ⑤ その他必要な事項

4 避難の指示の伝達方法

市本部は、次の伝達方法を活用し、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。

- 市防災行政無線
- 広報車
- Lアラート
- その他

避難指示の流れ



5 「高齢者等避難」情報の発令

高齢者・障がい者等の要配慮者は、避難所への移動に時間がかかるため、市は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により、避難指示を発令する前に「高齢者等避難」情報を発令し、災害危険地域等にいる要配慮者を速やかに避難させるものとする。

現行 (P193)	改訂後
<p>6 関係機関等への連絡</p> <p>避難の勧告又は指示を行った場合には、当該地域の住民等への広報の実施と同時に関係機関等に通知又は連絡する。</p> <p>(1) 知事への報告</p> <p>避難の勧告又は指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。</p> <p>(2) 警察、消防機関等への連絡</p> <p>住民への周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。</p> <p>(3) 施設管理者等への連絡</p> <p>避難所として指定している学校等の施設管理者等に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。</p> <p>(4) 近隣市等への連絡</p> <p>災害の状況により、住民が近隣市等へ避難する場合もあるため、近隣市等にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。</p> <p>7 避難計画の作成</p> <p>市は、次の表に示す「避難場所の選定基準」や「避難道路の選定条件」を考慮し、また地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難体制の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。</p> <p>避難計画に定める主な内容は、次のとおりである。</p> <div data-bbox="359 1041 1210 1423" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難計画の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検 ② 災害別・地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員 ③ 危険地域、危険物施設等の所在場所 ④ 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 ⑤ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限 ⑥ 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法 ⑦ 障がい者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等） </div> <p>8 避難所の選定基準等</p> <p>市は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。</p> <p>指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構</p>	<p>6 関係機関等への連絡</p> <p>避難の指示を行った場合には、当該地域の住民等への広報の実施と同時に関係機関等に通知又は連絡する。</p> <p>(1) 知事への報告</p> <p>避難の指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。</p> <p>(2) 警察、消防機関等への連絡</p> <p>住民への周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。</p> <p>(3) 施設管理者等への連絡</p> <p>避難所として指定している学校等の施設管理者等に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。</p> <p>(4) 近隣市等への連絡</p> <p>災害の状況により、住民が近隣市等へ避難する場合もあるため、近隣市等にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。</p> <p>7 避難計画の作成</p> <p>市は、次の表に示す「避難場所の選定基準」や「避難道路の選定条件」を考慮し、また地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難体制の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。</p> <p>避難計画に定める主な内容は、次のとおりである。</p> <div data-bbox="1635 1041 2487 1423" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難計画の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検 ② 災害別・地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員 ③ 危険地域、危険物施設等の所在場所 ④ 避難の指示を行う基準及び伝達方法 ⑤ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限 ⑥ 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法 ⑦ 障がい者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等） </div> <p>8 避難所の選定基準等</p> <p>市は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。</p> <p>指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構</p>

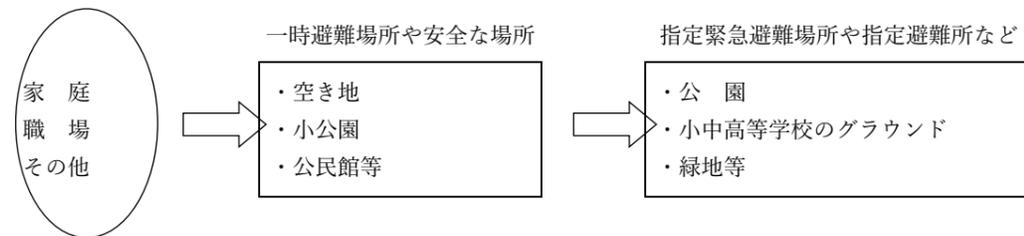
現行 (P195)

住民は、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最小限の非常持出品を所持し、戸締まり等をした後、自主防災組織単位で、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行う。

その後に気象状況や市の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等の避難地に避難し、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行う。状況により避難所に避難する。

なお、大雨、洪水等の状況においては、水平避難や垂直避難、立退き避難などにより近隣の安全な場所へ直接避難する。

この際、被害の状況によって市外への避難が最善と判断できるときは、市外の安全な場所に避難するものとする。



3 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4 避難終了後の確認措置

(1) 避難の勧告・指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

(2) 避難の勧告・指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第4 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

(1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談のための職員配置に努める。

(2) 避難所の開設に当たっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

不足する場合には、近隣市町村に避難所の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公会堂、公民館、神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。

なお、避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、市教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について、事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

(3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を広報し、避難所に収容する者を誘導、保護する。

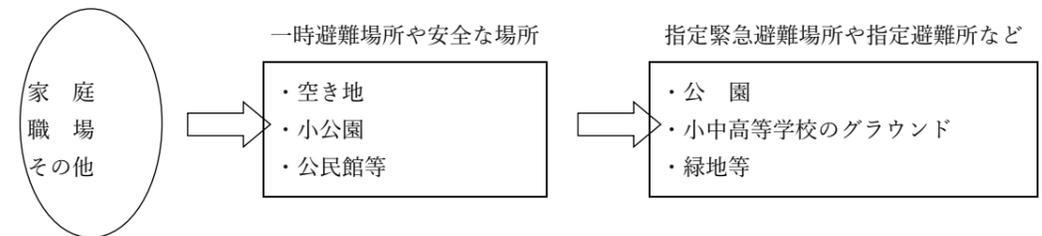
改訂後

住民は、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最小限の非常持出品を所持し、戸締まり等をした後、自主防災組織単位で、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行う。

その後に気象状況や市の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等の避難地に避難し、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行う。状況により避難所に避難する。

なお、大雨、洪水等の状況においては、水平避難や垂直避難、立退き避難などにより近隣の安全な場所へ直接避難する。

この際、被害の状況によって市外への避難が最善と判断できるときは、市外の安全な場所に避難するものとする。



3 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4 避難終了後の確認措置

(1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

(2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第4 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

(1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談のための職員配置に努める。

(2) 避難所の開設に当たっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

不足する場合には、近隣市町村に避難所の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公会堂、公民館、神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。

なお、避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、市教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について、事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

(3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を広報し、避難所に収容する者を誘導、保護する。

現行 (P228)	改訂後
<p>救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。</p> <p>2 関係機関への通報 要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。</p> <p>3 要配慮者への救護 地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>第5 孤立地区対策</p> <p>市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。</p> <p>1 孤立地区の把握 市は、孤立が予想される地区に対して、一般加入電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。</p> <p>2 外部との通信手段を確保 県防災行政無線、消防無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。</p> <p>3 緊急救出手段の確保 孤立地区が発生し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <div data-bbox="314 1077 1285 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧</p> </div> <p>4 集団避難の検討 孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。</p> <p>5 防犯パトロールの強化 集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。</p> <p>6 緊急支援物資の確保・搬送 市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足し、又は搬送の実施が困難な場合は、県及び近隣市町村に緊急支援物資の調達・斡旋、搬送手段の支援を要請する。</p> <div data-bbox="314 1623 1285 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○食料等備蓄状況</p> </div> <p>第6 災害救助法による救助</p> <p>災害救助法が適用された場合の、救助に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。</p> <div data-bbox="314 1833 1285 1885" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）</p> </div>	<p>救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。</p> <p>2 関係機関への通報 要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。</p> <p>3 要配慮者への救護 地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>第5 孤立地区対策</p> <p>市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。</p> <p>1 孤立地区の把握 市は、孤立が予想される地区に対して、一般加入電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。</p> <p>2 外部との通信手段を確保 県防災行政無線、消防無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。</p> <p>3 緊急救出手段の確保 孤立地区が発生し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <div data-bbox="1590 1077 2561 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧</p> </div> <p>4 集団避難の検討 孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示の実施について、県等関係機関と検討する。</p> <p>5 防犯パトロールの強化 集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。</p> <p>6 緊急支援物資の確保・搬送 市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足し、又は搬送の実施が困難な場合は、県及び近隣市町村に緊急支援物資の調達・斡旋、搬送手段の支援を要請する。</p> <div data-bbox="1590 1623 2561 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○食料等備蓄状況</p> </div> <p>第6 災害救助法による救助</p> <p>災害救助法が適用された場合の、救助に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。</p> <div data-bbox="1590 1833 2561 1885" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）</p> </div>

現行 (P237)	改訂後
<p>へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。</p> <p>(4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。</p> <p>3 危険物の応急対策</p> <p>(1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。</p> <p>(2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。</p> <p>(4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。</p> <p>(5) 市は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近住民に対し避難等の指示又は勧告をする。</p> <p>(6) 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。</p> <p>4 毒物劇物の応急対策</p> <p>毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>(2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。</p> <p>(3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。</p> <p>(4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。</p> <p>第8 郵政業務応急対策</p> <p>日本郵便株式会社及び同管内所在の郵便局は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 郵便葉書等の無償交付</p> <p>集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し災害救助法が発動されたときは、無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難施設に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除</p> <p>当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。</p>	<p>へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。</p> <p>(4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。</p> <p>3 危険物の応急対策</p> <p>(1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。</p> <p>(2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。</p> <p>(4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。</p> <p>(5) 市は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近住民に対し避難等の指示をする。</p> <p>(6) 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。</p> <p>4 毒物劇物の応急対策</p> <p>毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>(2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。</p> <p>(3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。</p> <p>(4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。</p> <p>第8 郵政業務応急対策</p> <p>日本郵便株式会社及び同管内所在の郵便局は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 郵便葉書等の無償交付</p> <p>集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し災害救助法が発動されたときは、無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難施設に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除</p> <p>当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。</p>

現行 (P301)	改訂後
<p style="text-align: center;">第1章 地震編の概要</p> <p>本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとする。</p> <p>大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 市</p> <p>市は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。</p> <p>1 地震災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震防災に関する組織の整備 (2) 地震防災知識の普及及び教育 (3) 大規模な地震防災訓練の実施 (4) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検 (6) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成 (7) 建築物等耐震対策の強化促進 (8) 危険物等災害予防対策の推進 (9) 地震防災応急計画の作成指導 (10) 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進 (11) 大震火災対策の推進 (12) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善 <p>2 地震防災応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営 (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施 (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握 (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配 (5) 避難の勧告及び指示 (6) 被災者の救助その他の保護 (7) 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出 	<p style="text-align: center;">第1章 地震編の概要</p> <p>本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとする。</p> <p>大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 市</p> <p>市は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。</p> <p>1 地震災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震防災に関する組織の整備 (2) 地震防災知識の普及及び教育 (3) 大規模な地震防災訓練の実施 (4) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検 (6) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成 (7) 建築物等耐震対策の強化促進 (8) 危険物等災害予防対策の推進 (9) 地震防災応急計画の作成指導 (10) 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進 (11) 大震火災対策の推進 (12) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善 <p>2 地震防災応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営 (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施 (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握 (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配 (5) 避難の指示 (6) 被災者の救助その他の保護 (7) 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

現行 (P302)	改訂後
<p>(8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置</p> <p>(9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置</p> <p>(10) 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置</p> <p>(11) 緊急輸送の確保</p> <p>(12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施</p> <p>(13) 市の施設等の安全措置及び応急復旧</p> <p>(14) 広域一時滞在に関する協定の締結</p> <p>(15) 県その他関係機関への応援要請</p> <p>(16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防御の措置</p> <p>3 災害復旧対策</p> <p>(1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進</p> <p>(2) 激甚災害に関する調査及び指定への協力</p> <p>第2 県</p> <p>次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。</p> <p>1 地震災害予防対策</p> <p>(1) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</p> <p>(3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援</p> <p>(4) 大規模な地震防災訓練の実施</p> <p>(5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</p> <p>(6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検</p> <p>(7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成</p> <p>(8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進</p> <p>(9) 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>(10) 地震防災応急計画の作成指導</p> <p>(11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進</p> <p>(12) 大震火災対策の推進</p> <p>(13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善</p> <p>2 地震防災応急対策</p> <p>(1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営</p> <p>(2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施</p> <p>(3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握</p> <p>(4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配</p> <p>(5) 避難の勧告及び指示</p> <p>(6) 被災者の救助その他の保護</p> <p>(7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出</p> <p>(8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置</p>	<p>(8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置</p> <p>(9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置</p> <p>(10) 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置</p> <p>(11) 緊急輸送の確保</p> <p>(12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施</p> <p>(13) 市の施設等の安全措置及び応急復旧</p> <p>(14) 広域一時滞在に関する協定の締結</p> <p>(15) 県その他関係機関への応援要請</p> <p>(16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防御の措置</p> <p>3 災害復旧対策</p> <p>(1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進</p> <p>(2) 激甚災害に関する調査及び指定への協力</p> <p>第2 県</p> <p>次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。</p> <p>1 地震災害予防対策</p> <p>(1) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</p> <p>(3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援</p> <p>(4) 大規模な地震防災訓練の実施</p> <p>(5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</p> <p>(6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検</p> <p>(7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成</p> <p>(8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進</p> <p>(9) 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>(10) 地震防災応急計画の作成指導</p> <p>(11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進</p> <p>(12) 大震火災対策の推進</p> <p>(13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善</p> <p>2 地震防災応急対策</p> <p>(1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営</p> <p>(2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施</p> <p>(3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握</p> <p>(4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配</p> <p>(5) 避難の指示</p> <p>(6) 被災者の救助その他の保護</p> <p>(7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出</p> <p>(8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置</p>

現行 (P365)	改訂後
<p>握するとともに、オートバイ・自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部・支所、消防署・警察署等に報告する。</p> <p>(3) 出火防止措置 地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。</p> <p>(4) 消火活動 分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を行う。</p> <p>(5) 救出救助 要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。</p> <p>(6) 避難誘導 避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。</p> <p>4 自主防災組織の活動 被害状況を収集して市本部、消防機関等に連絡するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかける。火災が発生したときは消防署に通報するとともに、消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当て等を行う。 なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従って活動する。</p> <p>5 住民の活動 まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。</p> <p>(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等の適切な処置を行う。</p> <p>(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。</p> <p>(3) 電気器具はプラグをコンセントからははずす。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。</p> <p>(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。</p> <p>(5) 避難の際には、電気のブレーカーを切ってから避難する。</p> <p>(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以外は電話の使用を自粛する。</p> <p>第5 ヘリコプターの出動要請 火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。</p>	<p>握するとともに、オートバイ・自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部・支所、消防署・警察署等に報告する。</p> <p>(3) 出火防止措置 地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。</p> <p>(4) 消火活動 分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を行う。</p> <p>(5) 救出救助 要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。</p> <p>(6) 避難誘導 避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。</p> <p>4 自主防災組織の活動 被害状況を収集して市本部、消防機関等に連絡するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかける。火災が発生したときは消防署に通報するとともに、消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当て等を行う。 なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従って活動する。</p> <p>5 住民の活動 まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。</p> <p>(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等の適切な処置を行う。</p> <p>(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。</p> <p>(3) 電気器具はプラグをコンセントからははずす。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。</p> <p>(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。</p> <p>(5) 避難の際には、電気のブレーカーを切ってから避難する。</p> <p>(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以外は電話の使用を自粛する。</p> <p>第5 ヘリコプターの出動要請 火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。</p>

第14節 避難対策計画

一般災害編第3章第16節「避難対策計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からず、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の**避難勧告・指示**を待っていては避難すべき時期を失することも考えられる。

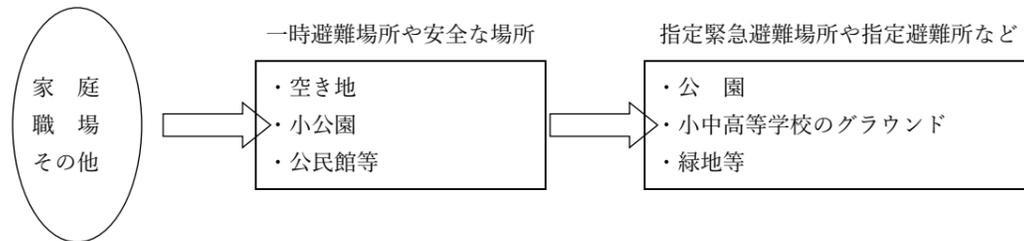
このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難地・避難所、避難方法等をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、**避難勧告又は指示**の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、**勧告・指示**の周知徹底や、避難誘導に努める。

3 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行い、その後に火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し、正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。自宅が倒壊するなどの被害状況により、安全が確認された避難所に避難する。



第2 避難所の開設、運営

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝

第14節 避難対策計画

一般災害編第3章第16節「避難対策計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からず、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の**避難指示**を待っていては避難すべき時期を失することも考えられる。

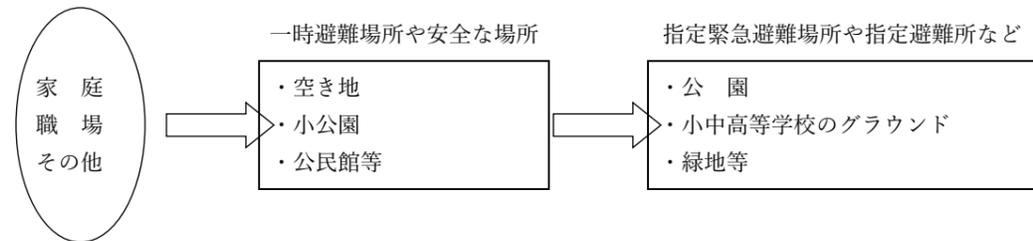
このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難地・避難所、避難方法等をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、**避難指示**の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、**指示**の周知徹底や、避難誘導に努める。

3 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行い、その後に火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し、正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。自宅が倒壊するなどの被害状況により、安全が確認された避難所に避難する。



第2 避難所の開設、運営

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝

現行 (P384)

第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 市職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、防災危機管理課職員、各支所職員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、防災危機管理課職員の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報内容の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

市防災行政無線、広報車、Lアラート等を活用して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、児童・生徒の引渡し等の安全確保対策等の措置を講ずるものとする。

2 市職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、職員参集メール、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- ① 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- ② 地震災害警戒本部設置の準備
- ③ 消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④ 警戒宣言発令時に**避難の勧告又は指示**の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
- ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑥ 県への報告、必要な要請等
- ⑦ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

改訂後

第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 市職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、防災危機管理課職員、各支所職員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、防災危機管理課職員の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報内容の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

市防災行政無線、広報車、Lアラート等を活用して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、児童・生徒の引渡し等の安全確保対策等の措置を講ずるものとする。

2 市職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、職員参集メール、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- ① 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- ② 地震災害警戒本部設置の準備
- ③ 消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④ 警戒宣言発令時に**避難の指示**の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
- ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑥ 県への報告、必要な要請等
- ⑦ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

現行 (P385)

3 住民への広報

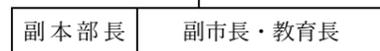
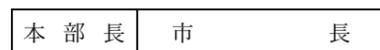
市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、市ホームページ等を活用して、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

1 笛吹市地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発令された場合、「笛吹市地震災害警戒本部条例」に基づき、市長は、直ちに笛吹市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

市警戒本部の概要は、次のとおりである。



- | | |
|-------------|---|
| 本
部
員 | <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ○市の教育委員会の教育長 ○市の消防団の団長 ○市長がその部内の職員のうちから指名する者 ○市の区域において業務を行う大規模地震対策特別措置法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者 ○消防長又は消防吏員のうちから市長が指名する者 |
|-------------|---|

資料編 ○ 笛吹市地震災害警戒本部条例

2 市職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

3 市警戒本部の事務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ② 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- ③ 避難の勧告又は指示
- ④ 事前避難対象地区からの避難のための指定避難所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、指定避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他市内での地震防災対策の実施

改訂後

3 住民への広報

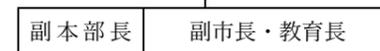
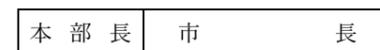
市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、市ホームページ等を活用して、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

1 笛吹市地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発令された場合、「笛吹市地震災害警戒本部条例」に基づき、市長は、直ちに笛吹市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

市警戒本部の概要は、次のとおりである。



- | | |
|-------------|---|
| 本
部
員 | <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ○市の教育委員会の教育長 ○市の消防団の団長 ○市長がその部内の職員のうちから指名する者 ○市の区域において業務を行う大規模地震対策特別措置法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者 ○消防長又は消防吏員のうちから市長が指名する者 |
|-------------|---|

資料編 ○ 笛吹市地震災害警戒本部条例

2 市職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

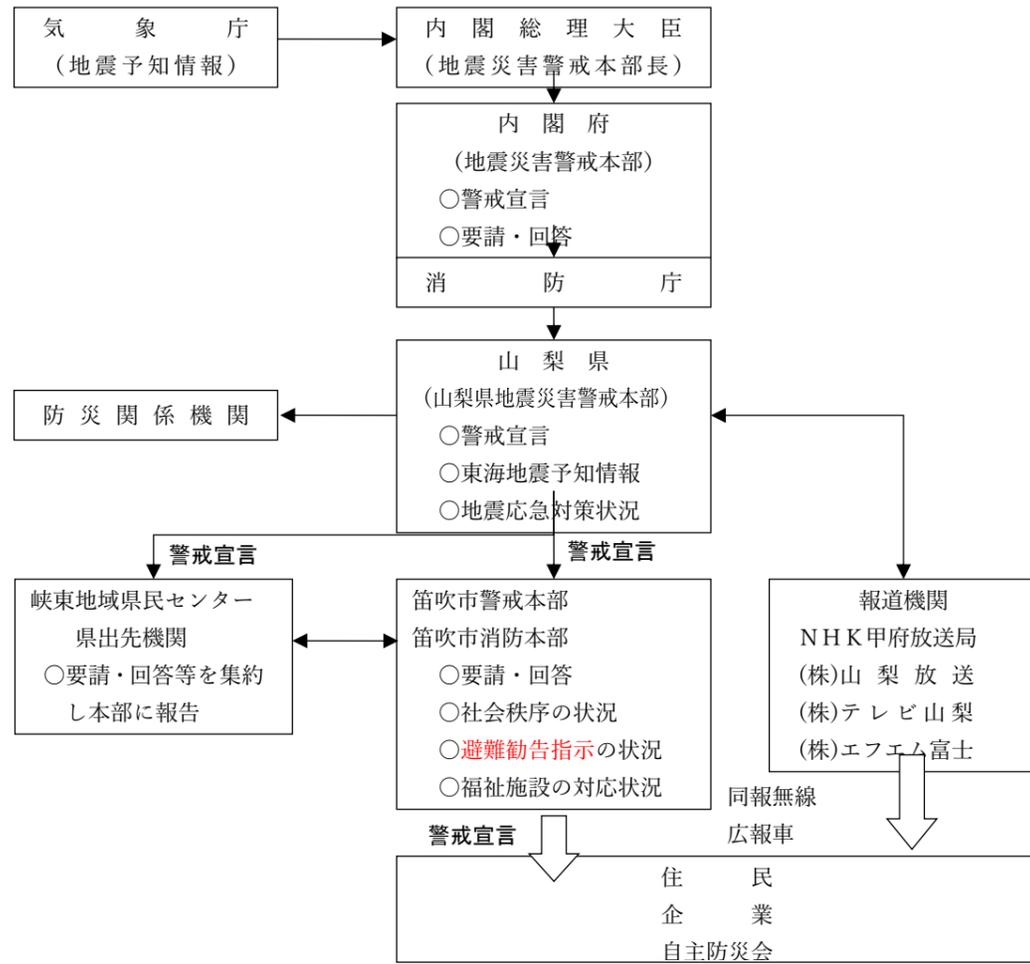
3 市警戒本部の事務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ② 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- ③ 避難の指示
- ④ 事前避難対象地区からの避難のための指定避難所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、指定避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他市内での地震防災対策の実施

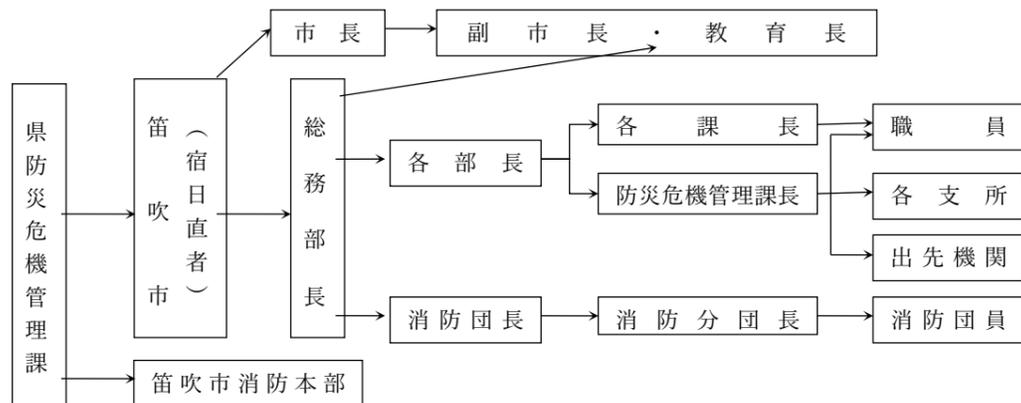
現行 (P388)

(2) 警戒宣言発令時の情報伝達



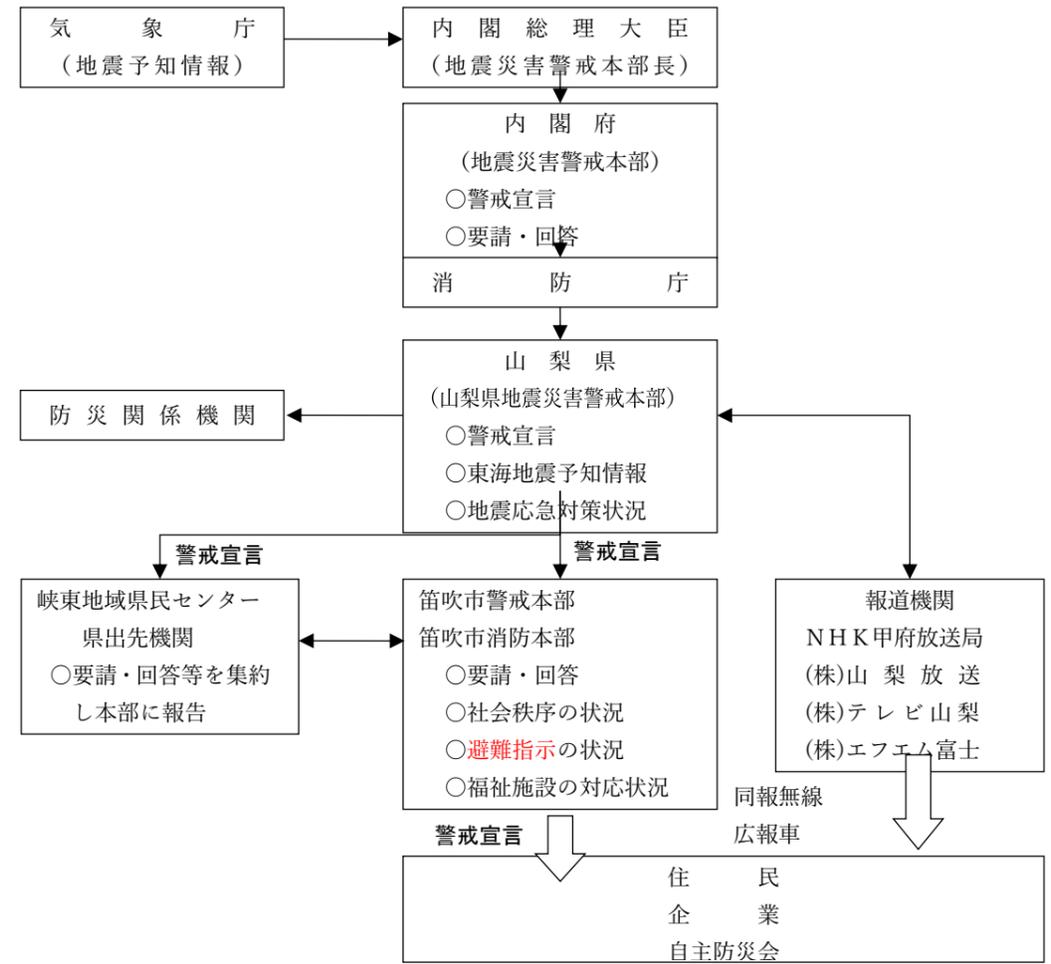
3 市域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



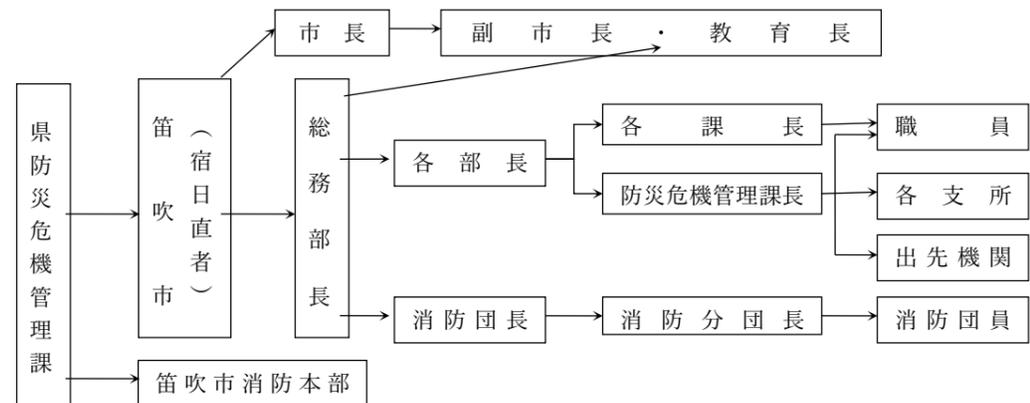
改訂後

(2) 警戒宣言発令時の情報伝達



3 市域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



第5節 避難活動

第1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における**避難勧告又は指示**の基準は、次のとおりである。

なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第2 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

本市における警戒宣言発令時に**避難の勧告又は指示**の対象となる「事前避難対象地区」は、資料編に掲載の地域とする。

資料編 ○事前避難対象地区及び避難所一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の指定避難所までの避難路
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑤ **避難の勧告**と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 避難勧告・指示及び警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区の住民に**避難の勧告又は指示**を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定する。

4 自主防災組織への協力依頼

市長は、警戒宣言発令時には、自主防災組織に対し次の活動の実施を求めるものとする。

自主防災組織への協力依頼事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理への協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑦ 耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

第5節 避難活動

第1 避難指示の基準等

警戒宣言発令時における**避難指示**の基準は、次のとおりである。

なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第2 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

本市における警戒宣言発令時に**避難の指示**の対象となる「事前避難対象地区」は、資料編に掲載の地域とする。

資料編 ○事前避難対象地区及び避難所一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の指定避難所までの避難路
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑤ **避難の指示**と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 避難指示及び警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区の住民に**避難の指示**を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定する。

4 自主防災組織への協力依頼

市長は、警戒宣言発令時には、自主防災組織に対し次の活動の実施を求めるものとする。

自主防災組織への協力依頼事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理への協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑦ 耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

現行 (P397)	改訂後
<p>第6 自主防災活動</p> <p>注意情報発表時から災害発生時までの間、市等が実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。</p> <p>1 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。</p> <p>(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。</p> <p>(3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。</p> <p>(4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。</p> <p>(5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合は、必要により市保健師と連携を図り、自主防災組織において指定避難所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、要配慮者の受入体制、必要な日常生活用品等の確保など、市や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。</p> <p>2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合</p> <p>(1) 自主防災組織の活動拠点整備</p> <p>情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。</p> <p>(2) 情報の収集・伝達</p> <p>ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。</p> <p>イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。</p> <p>ウ 地震防災応急対策実施状況について、必要に応じ市へ報告する。</p> <p>(3) 初期消火の準備</p> <p>可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。</p> <p>(4) 防災用資機材等の配備・活用</p> <p>防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。</p> <p>(5) 家庭内対策の徹底</p> <p>次の事項について、各家庭へ呼びかける。</p> <p>ア 家具の転倒防止対策</p> <p>イ タンス、食器棚等からの落下等防止対策</p> <p>ウ 出火防止及び防火対策</p> <p>エ 備蓄食料・飲料水の確認</p> <p>オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。</p> <p>(6) 避難行動</p> <p>ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、速やかに事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難後は避難状況を確認</p>	<p>第6 自主防災活動</p> <p>注意情報発表時から災害発生時までの間、市等が実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。</p> <p>1 東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。</p> <p>(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。</p> <p>(3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。</p> <p>(4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。</p> <p>(5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合は、必要により市保健師と連携を図り、自主防災組織において指定避難所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、要配慮者の受入体制、必要な日常生活用品等の確保など、市や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。</p> <p>2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合</p> <p>(1) 自主防災組織の活動拠点整備</p> <p>情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。</p> <p>(2) 情報の収集・伝達</p> <p>ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。</p> <p>イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。</p> <p>ウ 地震防災応急対策実施状況について、必要に応じ市へ報告する。</p> <p>(3) 初期消火の準備</p> <p>可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。</p> <p>(4) 防災用資機材等の配備・活用</p> <p>防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。</p> <p>(5) 家庭内対策の徹底</p> <p>次の事項について、各家庭へ呼びかける。</p> <p>ア 家具の転倒防止対策</p> <p>イ タンス、食器棚等からの落下等防止対策</p> <p>ウ 出火防止及び防火対策</p> <p>エ 備蓄食料・飲料水の確認</p> <p>オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。</p> <p>(6) 避難行動</p> <p>ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難指示を伝達し、速やかに事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難後は避難状況を確認</p>

【現行】

警戒レベル	避難情報	体制	配備基準	配備を要する所属等と態勢
1	早期注意情報			
2	大雨・洪水注・高潮注意報	注意報等配備体制	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報・風雪注意報のいずれかー以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課(3人) 2 総合政策部政策課・企画課(2人) 3 産業観光部農林土木課(2人) 4 建設部土木課(3人) 5 各支所地域住民課(3人) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内においては、通常業務を行いながら、情報収集に努める。 (2) 勤務時間外においては、配備を要する所属は自宅待機とする。 (3) ただし、状況に応じて出動をする。
3	避難準備・高齢者等避難開始	警報等配備体制	1 大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風(雪)警報のいずれかー以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課(3人) 2 総務部総務課(2人) 3 総合政策部政策課・企画課(2人) 4 産業観光部農林土木課(2人) 5 建設部土木課(3人) 6 各支所地域住民課(3人) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1名残し、各課で業務を行う。 (2) 勤務時間外は、防災危機管理課に配置し業務を行う。 (3) 支所は、各支所に配置し業務を行う。
4	避難勧告 避難指示(緊急)	災害警戒本部体制	1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断される時。 2 洪水や土砂災害に係る避難勧告が発令する等の状況が生じたとき。 3 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。 4 富士山に噴火警戒レベル3(入山規制)以上が発表されたとき。 5 その他、総務部長が必要と認めたとき。 ※「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	1 本部長…総務部長 2 副本部長…防災危機管理課長 3 班長…災害対策本部組織における班長をもって充てる。 4 現地活動拠点支部…災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。 5 統括局…災害対策本部組織における統括局員をもって充てる。 6 班員…災害対策本部組織における各班から3名をもって充てる。
5	災害発生時情報	災害対策本部体制	1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。 2 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。 3 市内に特別警報が発表されたとき。 4 富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき。 5 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき。 6 その他、市長が必要と認めたとき。 ※「災害が広範囲な地域に…わたるおそれがあり」とは通信の途絶などにより被災状況が確認できない状況や分析した被害想定を指す。	全職員 ※ 全所属において3班体制によるローテーションにより24時間体制とする。

【修正(案): 夕立など雨の際】

警戒レベル	避難情報	体制	配備基準	配備を要する所属等と態勢
1	早期注意情報			
2	大雨・洪水注・高潮注意報	注意報等配備体制	1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報・風雪注意報のいずれかー以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課(3人) 2 総合政策部政策課・企画課(2人) 3 産業観光部農林土木課(2人) 4 建設部土木課(3人) 5 各支所地域住民課(3人) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内においては、通常業務を行いながら、情報収集に努める。 (2) 勤務時間外においては、配備を要する所属は自宅待機とする。 (3) ただし、状況に応じて出動をする。
3	高齢者等避難	警報等配備体制	1 大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風(雪)警報のいずれかー以上が発表されたとき。	1 総務部防災危機管理課(3人) 2 総務部総務課(2人) 3 総合政策部政策課・企画課(2人) 4 産業観光部農林土木課(2人) 5 建設部土木課(3人) 6 各支所地域住民課(3人) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1名残し、各課で業務を行う。 (2) 勤務時間外は、防災危機管理課に配置し業務を行う。 (3) 支所は、各支所に配置し業務を行う。
4	避難指示	災害警戒本部体制	1 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断される時。 2 洪水や土砂災害に係る避難勧告が発令する等の状況が生じたとき。 3 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれるとき。 4 富士山に噴火警戒レベル3(入山規制)以上が発表されたとき。 5 その他、総務部長が必要と認めたとき。 ※「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	1 本部長…総務部長 2 副本部長…防災危機管理課長 3 班長…災害対策本部組織における班長をもって充てる。 4 現地活動拠点支部…災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。 5 統括局…災害対策本部組織における統括局員をもって充てる。 6 班員…災害対策本部組織における各班から3名をもって充てる。
5	緊急安全確保	災害対策本部体制	1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。 2 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。 3 市内に特別警報が発表されたとき。 4 富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき。 5 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき。 6 その他、市長が必要と認めたとき。 ※「災害が広範囲な地域に…わたるおそれがあり」とは通信の途絶などにより被災状況が確認できない状況や分析した被害想定を指す。	全職員 ※ 全所属において3班体制によるローテーションにより24時間体制とする。

【見直し(案):台風、線状降水帯等】

配備基準	指示・発令	警戒レベル	避難情報	判断基準(雨量)	判断基準(河川)	体制	配備を要する所属等と態勢
		1	早期注意情報				
1 大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報・風雪注意報のいずれかー以上が発表されたとき。 ※ 芦川地区への高齢者避難発令を判断できる体制		2	大雨・洪水注・高潮注意報			警報等配備体制	1 総務部防災危機管理課(3人) 2 総務部総務課(2人) 3 総合政策部政策課・企画課(2人) 4 産業観光部農林土木課(2人) 5 建設部土木課(3人) 6 各支所地域住民課(3人) 7 市有バス運転員確保開始(2人) ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1名残し、各課で業務を行う。 (2) 勤務時間外は、防災危機管理課に配置し業務を行う。 (3) 支所は、各支所に配置し業務を行う。
1 大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風(雪)警報のいずれかー以上が発表されたとき。	芦川地区への高齢者避難発令準備			芦川町の雨量計のいずれかが、60mmを超えたとき、行政バスの運行を指示する。 ただし、芦川町の雨量計のいずれかが100mmを超える見込であり、その見込が日没後から早朝になると想定される場合は、日没2時間前に、行政バスの運行を指示する。 なお、河口湖を経由する場合は、3時間前とする。	1 以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想される時。 ・渋川(渋川観測所:2.4m) ・浅川(浅川観測所:1.2m) ・天川(天川観測所:1.0m) ・金川(金川観測所:1.4m) 2 以下の河川水位が「避難判断水位」に到達したとき。 ・笛吹川(石和観測所:2.9m) ・平等川(平等川観測所:2.1m) ・境川(境川橋観測所:1.4m) ・日川(日川観測所:4.2m)		1 本部長…総務部長 2 副本部長…防災危機管理課長 3 班長…災害対策本部組織における班長をもって充てる。 4 現地活動拠点支部…災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。 5 統括局…災害対策本部組織における統括局員をもって充てる。 6 班員…災害対策本部組織における各班から3名をもって充てる。 7 指定避難所管理職員 8 市有バス運転職員運行指示
1 上芦川雨量計 連続雨量120mm (100mm) 通行止め1時間前、県からの連絡による ※ その後も降雨が継続することが予想される場合	芦川地区への高齢者避難	3	高齢者等避難	芦川町の雨量計のいずれかが、100mmを超えたとき、「高齢者等避難」を発令する。 同時に八代総合会館指定避難所管理職員に開設を指示する。 ただし、芦川町の雨量計のいずれかが100mmを超える見込であり、その見込が日没後から早朝になると想定される場合は、日没2時間前に、行政バスの運行を指示する。 なお、河口湖を経由する場合は、3時間前とする。 行政バスが芦川支所到着時に「高齢		災害警戒本部体制	1 八代総合会館指定避難所管理職員
1 警報が発令され、市内に設置された雨量計のいずれかが、連続雨量250mmを超えると予想される時 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき	1 高齢者等避難(対象地区) 2 芦川町及び土砂災害が想定される地域に避難指示			1 芦川町以外の地域で連続雨量250mmを超えたとき			全職員 ※ 全所属において3班体制によるローテーションにより24時間体制とする。
1 連続300mmを超えると予想される時。 2 洪水や土砂災害に係る避難指示が発令する等の状況が生じたとき。 3 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれる時。 4 富士山に噴火警戒レベル3(入山規制)以上が発表されたとき。 5 その他、市長が必要と認めたとき。 ※ 「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	避難指示(対象地区)	4	避難指示	連続雨量300mmを超えたとき	1 以下の河川水位が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇したとき。 ・渋川(渋川観測所:2.4m) ・浅川(浅川観測所:1.2m) ・天川(天川観測所:1.0m) ・金川(金川観測所:1.4m) 2 以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 ・笛吹川(石和観測所:3.3m) ・平等川(平等川観測所:2.4m) ・境川(境川橋観測所:1.6m) ・日川(日川観測所:4.7m) 3 破堤につながるような漏水等を確認したとき。 4 特別警報が発表されたとき。	災害対策本部体制	
1 連続雨量 330mmを超えたとき 2 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とする時。 3 災害が広範囲な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする時。 4 市内に特別警報が発表されたとき。 5 富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき。 6 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき。 7 その他、市長が必要と認めたとき。 ※ 「災害が広範囲な地域に…わたるおそれがあり」とは通信の途絶などにより被災状況が確認できない状況や分析した被害想定を指す。	緊急安全確保(対象地区)	5	緊急安全確保	連続雨量330mmを超えたとき	1 以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位が上昇したとき。 ・平等川(平等川観測所:2.4m) ・境川(境川橋観測所:1.6m) ・日川(日川観測所:4.7m) 2 以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)に達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合) ・笛吹川(石和観測所:3.3m) 3 河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 4 堤防の決壊・越水を確認したとき。		

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和3年7月7日提出	
件名	令和3年度笛吹市総合防災訓練の実施について	部局名	総務部
概要	<p>笛吹市総合防災訓練（以下、「総合防災訓練」という。）は、防災週間中の日曜日に開催しており、本年度は9月5日（日）に開催を予定している。</p> <p>今年度は、昨年度同様、新型コロナウイルス感染防止のため、市民による一時避難場所への参集訓練は実施しないが、コロナ対策を万全にした上で、行政区役員、消防団員の協力のもと災害発生時の初動対応を焦点に訓練を実施する。</p>		
経過	<p>昨年度の総合防災訓練については、例年実施していた、市民が行う、行政区の一時避難場所への避難訓練は、訓練参加者が会場に集まり「密」になることが想定されたことから実施せず、「災害発生時の避難方法について」を作成し、全戸配布することで、各世帯で災害時の行動について確認してもらった。また、訓練開始のサイレン放送に合わせて「安全確保行動」（シェイクアウト）訓練を実施した。</p> <p>そのほか、行政区の役員を中心に、消防団との連携、安否情報伝達、指定避難所のコロナ禍での開設状況などを確認した。</p>		
問題・課題	<p>1 自助、共助、公助の役割分担を明確にする必要があるが、初動対応におけるそれぞれの役割が明確になっていない。</p> <p>2 今後、いつ発生するかわからない災害に備えて、行政区における災害時の初動対応の確認をしておく必要があるが、多くの行政区において、役員が代わり新たな体制となっているため、毎年度、初動対応の確認が必要である。</p> <p>3 今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、総合防災訓練の規模縮小や中止等についての検討が必要となる。</p>		
対応策	<p>1 令和3年度の総合防災訓練では、大規模地震が発生した際に、市民、行政区、消防団、市が行うべき初動の対応を示し、いつ、何を行い、どの機関と何について連携するのかをそれぞれに確認する。</p> <p>2 特に、行政区、消防団においては、初動対応の内容を相互に確認し、災害時の連携方法を確認する。</p> <p>3 新型コロナウイルスの感染状況によっては、改めて、規模縮小や中止等について検討する。</p> <p>※訓練の詳細は、別紙のとおり。</p>		
協議結果	【報告事項確認了】		

令和3年度笛吹市総合防災訓練実施要項

1 訓練目的

今後30年以内に70%から80%の確率で発生が予測されている南海トラフ地震を想定し、大規模な地震災害が発生した際の自助、共助、公助の役割を明確にし、市民、行政区役員（自主防災組織）、消防団員、市職員等が、それぞれ発災直後に行うべき行動を確認することで、防災（減災）意識を高め、防災力を向上させることを目的とする。

また、本年度の訓練は、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、一時避難場所への市民の参集は行わず、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した中で、発災直後に各々が取るべき行動について理解することに重点を置いて実施する。

2 訓練日時

令和3年9月5日（日） 午前8時30分～12時00分（雨天決行）

※午前8時30分に防災行政無線で訓練開始放送（サイレン放送）を行う。

※原則として雨天決行とするが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生するおそれがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送する。

3 訓練想定

9月5日（日）午前8時30分頃、南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード7.0の大規模地震が発生。笛吹市では震度6弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行う。

なお、本訓練参加の市民、行政区役員、消防団員は、休日の朝に自宅で被災したことを想定する。市職員等は、平日の朝の就業時間が始まった状態での被災を想定する。

4 訓練内容

(1) 市民

ア 訓練場所

(ア) 各家庭

イ 訓練内容

(ア) 地震発生直後の安全確保行動訓練

シェイクアウトと呼ばれる、安全確保行動を確認する。

(イ) 災害時の避難行動や避難の際の携行品について確認する。

(2) 行政区（自主防災組織）役員

ア 訓練場所

(ア) 行政区ごと定められた一時避難場所（公民館等）

(イ) 行政区ごと定められた地震災害時の指定避難所

イ 訓練内容

(ア) 消防団との連携確認

○災害時の初動対応マニュアルにおいて、消防団との連携確認を行う。

○大規模地震発生時の行政区及び消防団の初動対応マニュアルを消防団と相互に確認し、発災後、どの時点で、どのようなことを連携して対応するのかを確認する。

(イ) 安否情報伝達訓練

○行政区の一時避難場所で、消防団の団波無線を使用して、支所消防主任に参集人数を報告する。なお、参集人数は、訓練当日に集まった行政区役員の人数を報告する。

○指定避難所の開設職員に行政区の安否情報を報告する。なお、報告人数は前述のとおり。

(3) 消防団

ア 訓練場所

(ア) 管内行政区で定められた一時避難場所

(イ) 管内行政区が地震災害時に避難する指定避難所

イ 訓練内容

(ア) 管内行政区との連携確認

○災害時の初動対応マニュアルにおいて、行政区との連携確認を行う。

○大規模地震発生時の行政区及び消防団の初動対応マニュアルを行政区と相互に確認し、発災後、どの時点で、どのようなことを連携して対応するのかを確認する。

(イ) 安否情報伝達訓練

○行政区の一時避難場所で、消防団の団波無線を使用して、支所消防主任に参集人数を報告する。なお、参集人数は、訓練当日に集まった行政区役員の人数を報告する。

(4) 市職員

ア 訓練場所

笛吹市役所本館、保健福祉館、市民窓口館、各支所及び各指定避難所等

※全ての訓練は「笛吹市総合防災訓練タイムスケジュール」（別紙 5）に基づくものとする。

5 訓練の保険

市が全市民を対象とした防災訓練時の保険に加入済み。

令和 3 年度笛吹市総合防災訓練 笛吹市民防災訓練実施計画

1 訓練目的、内容

大規模地震発生時、最も大切なことは自分の身を守ることです。今年度の総合防災訓練では、地震発生直後の「安全確保行動（シェイクアウト）」を、訓練開始の防災行政無線のサイレン放送に合わせて行ってください。

新型コロナウイルス感染防止のため、行政区ごとに決められた一時避難場所への市民による参集訓練は実施しません。

7 月末に各家庭に配布した「災害発生時の避難方法について」を参考に、それぞれのご家庭で災害発生後の避難先、避難方法、避難時の持出品等について確認を行ってください。

2 訓練日時

令和 3 年 9 月 5 日（日） 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始のサイレン放送を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生するおそれがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送します。

3 訓練想定

9 月 5 日（日）午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード 7.0 の大規模地震が発生。笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

4 訓練内容

(1)安全確保行動（シェイクアウト）訓練

午前 8 時 30 分の防災行政無線によるサイレン放送に合わせて、自宅で「安全確保行動」を実施してください。

- ①ドロップ：姿勢を低く！
- ②カバー：体・頭を守って！
- ③ホールド・オン：揺れが収まるまでじっとして！



(2)災害発生後の避難方法、避難時の持出品について

広報ふえふき 8 月号と同時配布の「災害発生時の避難方法について」を参照してください。

※地震災害時と風水害時で、避難する指定避難所が変わる行政区もあるため、必ず確認してください。

令和 3 年度笛吹市総合防災訓練 行政区（自主防災組織）防災訓練実施計画

1 訓練目的

大規模地震発生時、行政区（自主防災組織）に期待される役割は、地域の被害状況の把握や区内の避難行動要支援者をはじめ区民の安否確認、地域での助け合いです。

総合防災訓練では、大規模地震発生時における行政区及び消防団の初動対応を相互に確認し、発災後、どの時点で、どのような事を連携して対応するのかを理解することを目的とします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、区民による一時避難場所への避難訓練は実施しません。

2 訓練日時

令和 3 年 9 月 5 日（日） 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始のサイレン放送を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送します。

3 訓練想定

9 月 5 日（日）午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード 7.0 の大規模地震が発生。笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

4 訓練内容

(1)安全確保行動(シェイクアウト)訓練

ア 午前 8 時 30 分の防災行政無線によるサイレン放送に合わせて、自宅で「安全確保を行動」を実施してください。

(2)消防団との連携確認

ア 災害発生時の初動対応マニュアルにおいて、消防団と一緒に災害時に何をするのかを確認してください。

(3)安否情報伝達訓練

ア 行政区の一時避難場所で、行政区役員の参集人数を地元消防団に伝え、消防団波無線を使用した参集人数の報告を行ってください。

（無線通信は消防団員が行う）

イ 指定避難所で、市職員に行政区の参集人数を報告してください。

(4)その他

ア 行政区の防災備蓄品の確認、点検

イ 区内の消防水利の確認など。

5 その他

指定避難所では、施設管理者と市職員による、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた、ソーシャルディスタンスを確保した避難スペースを開設します。「(3)安否情

別紙 2

報伝達訓練」終了後に御確認ください。

行政区によっては、災害種別により指定避難所が変わる区があります。地震災害時の指定避難所のみならず、風水害時の指定避難所についても、避難経路等を確認してください。

令和 3 年度笛吹市総合防災訓練 笛吹市消防団防災訓練実施計画

1 訓練目的

大規模地震発生時、消防団には行政区（自主防災組織）と連携した災害対応、住民の避難誘導や初期消火等、地域防災の要として組織立った活動が求められます。

総合防災訓練では、大規模地震発生時における行政区及び消防団の初動対応を相互に確認し、発災後、どの時点で、どのような事を連携して対応するのかを理解することを目的とします。

2 訓練日時

令和 3 年 9 月 5 日（日） 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始のサイレン放送を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生する恐れがある場合は中止とし、防災行政無線でその旨放送します。

3 訓練想定

9 月 5 日（日）午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード 7.0 の大規模地震が発生。笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

4 訓練内容

(1)安全確保行動(シェイクアウト)

ア 午前 8 時 30 分の防災行政無線によるサイレン放送に合わせて、自宅で「安全確保を行動」を実施してください。

(2)消防団員参集人員報告

ア 消防団員は詰所に参集し、参集した団員の人数を団波無線で支所消防主任に報告してください。

(3)行政区との連携確認

ア 災害発生時の初動対応マニュアルにおいて、行政区と一緒に災害時に何をするのかを確認してください。

(4)安否情報伝達訓練

ア 行政区の一時避難場所で、行政区役員の参集人数を消防団波無線で支所消防主任に報告してください。

(5)その他

ア 一時避難所から指定避難所までの避難誘導経路、危険箇所の確認

イ 区内の消防水利の確認など

5 その他

指定避難所では、施設管理者と市職員による、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた、ソーシャルディスタンスを確保した避難スペースを開設します。「(3)安否情報伝達訓練」終了後に御確認ください。

別紙 3

行政区によっては、災害種別により指定避難所が変わる区があります。地震災害時の指定避難所のみならず、風水害時の指定避難所についても、避難経路等を確認してください。

令和 3 年度笛吹市総合防災訓練 笛吹市職員防災訓練実施計画

1 訓練目的

市は、市民の生命、財産を災害から保護するため、防災計画を作成し、法令と計画に基づきこれを実施する責務を負っています。

総合防災訓練においては、大規模地震発生直後の災害対策本部体制の構築、統括局を中心とした統合型 GIS を活用した情報の収集、伝達、共有の方法を確認、各班の初動対応の確認を行い、実際の災害対応が円滑に実施できるよう訓練を行う。

2 訓練日時

令和 3 年 9 月 5 日（日） 午前 8 時 30 分～12 時 00 分（雨天決行）

※午前 8 時 30 分に防災行政無線で訓練開始放送（サイレン放送）を行います。

※原則として雨天決行ですが、災害が発生した場合及び台風接近等で災害が発生するおそれがある場合は中止とし、職員参集メールでその旨を通知します。

3 訓練想定

勤務日の午前 8 時 30 分頃、南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード 7.0 の大規模地震が発生し、笛吹市では震度 6 弱を記録するなど、山梨県内でも甚大な被害が発生した想定で訓練を行います。

庁内の電気系統は非常用電源で維持されており（コンセント部分が赤い G 回線のみ）、通信回線は庁舎間ネットワークが活着しているものの（LGWAN、IP 電話）、外部との電話回線は輻輳し途絶している状態とします。

4 訓練内容

(1) 安全確保行動(シェイクアウト)訓練

ア 午前 8 時 30 分の防災行政無線によるサイレン放送に合わせて、職場で次の「安全確保行動」を実施してください。

イ 揺れに対する安全確保行動を行うとともに、来庁者への安全確保の呼びかけ等、平日の業務時間に被災したことを想定した対応を行います。

①ドロップ：姿勢を低く！

②カバー：体・頭を守って！

③ホールド・オン：揺れが収まるまでじっとして！



(2) 災害対策本部体制の立ち上げ

ア 本館 301 会議室に災害対策本部を設置する。

(3) 各部、各班による応急災害対応活動の実施

ア 笛吹市災害対策本部体制における部局ごと、地震災害における応急災害対応活動を実施します。

※各部、各班の訓練内容は、別途個別に計画を作成します。

行政区初動対応マニュアル

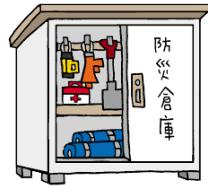
消防団初動対応マニュアル

- 防災備蓄品・資機材の準備
- 避難行動要支援者の把握
- 「地区防災計画」の策定
- 「わが家の災害時行動計画」の策定 など

発生前

- 消防・防災に関わる知識、技術の習得
- 各種訓練への参加
- 消防資機材の点検整備
- 無線通信設備の定期試験の実施 など

- 自分の命を守る



地震発生

- 自分の命を守る



- 家族や周辺の安全確認
- 避難の準備

- 家族や周辺の安全確認

- 地区の一時避難場所（公民館等）へ参集
※震度5弱以上を観測した場合は、区の役員は一時避難場所へ参集し、以下の項目について対応する。
- 区役員の所在確認
- 要配慮者の安否確認
- 地域内の被害状況の把握

※区内において、甚大な被害が確認された場合は、更に以下の対応を行う。

- 区の一時避難場所（公民館等）の開設
- 避難誘導班による避難行動
- 要配慮者の支援
- 情報班による地域内の被害情報の収集、報告
- 消火班による初期消火活動
- 救出救護班による救出活動
- 負傷者の応急救護、救護所への搬送

※活動内容は、あくまでも例示になります。各行政区及び自主防災組織の災害発生時の体制に合わせて災害対応を行ってください。



※地震による家屋の損壊、火災による消失により、自宅に戻れない住民が多くいた場合、又はそういった事態が想定された場合は、更に以下の対応を行う。



- 指定避難所の開設
※市の避難所開設職員6人、施設管理者及び各行政区の避難所運営委員3人が協力して開設を行う。
- 指定避難所への避難
- 避難者の人員報告（第一報）
- 要配慮者への避難支援
- 指定避難所の運営
※各行政区の避難所運営委員及び避難住民が中心となって、主体的に避難所運営を行う。

※発災から概ね3日間は、避難生活に必要な物品は、避難者が持参する非常持出品、備蓄品及び各区の備蓄品でまかなうことも想定しておく。
※災害状況、発災時間等によっては、公助が遅れることが想定されます。



~30分

- 消防詰所へ参集
※震度4以上を観測した場合は、消防団員は、詰所に参集し、団長からの指示により、以下の項目について対応する。

- 部の消防団員の所在確認
- 分団消防主任への参集人員報告
- 団波無線による団長からの活動指示の受令
※災害状況、発災時間等によっては、指示の遅れが生じることも想定し、対応すること。
- 地域内の被害状況の確認
- 分団消防主任への被害状況報告
- 管轄地域において火災等が発生した場合は、消火活動を優先する。
- 救出活動
- 負傷者の応急救護、救護所への搬送
- 要配慮者の安否確認、避難支援
- 指定避難所周辺の交通整理
- 避難所運営への協力
- 携帯電話、固定電話が不通となった際の団波無線を使用した区と支所間の情報伝達
※活動内容は、あくまでも例示になります。

※図中に赤字で示した活動内容は、行政区及び消防団において、調整、協力して対応を行うべき内容です。

~3日

庁議付議事項概要書

協議事項・ 報告事項		令和3年7月7日提出	
件名	「笛吹市過疎地域持続的発展計画」(案)について	部局名	総合政策部
概要	<p>令和3年4月1日から新たな過疎法となる「過疎地域持続的発展支援特別措置法」が施行された。新法においても、芦川町区域は引き続き過疎地域の要件を満たすため、昨年度末で終期を迎えた笛吹市過疎地域自立促進計画に替えて、新たに計画期間を令和3年度から5年間とする「笛吹市過疎地域持続的発展計画」(以下「過疎計画」という。)を策定し、国の財政支援を活用しながら、過疎対策事業を展開していくことで、当該地域の持続的な発展を目指す。</p>		
経過	<p>令和3年</p> <p>4月8日 庁議で過疎計画の策定について説明</p> <p>4月14日 芦川町区長会で、過疎計画の策定に伴う地域課題等に係る意見の提出を依頼</p> <p>5月～6月 関係課に、過疎計画に位置付ける過疎対策事業についての調書作成を依頼</p> <p>過疎計画(案)の取りまとめ</p>		
問題・課題			
対応策	<p>別添のとおり過疎計画(案)を取りまとめた。</p> <p>今後のスケジュールについては、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 7月15日 芦川町区長会で説明 2 7月20日から8月6日 パブリックコメントを実施 ※並行して県への協議を実施 3 7月27日 市議会定例全員協議会で説明 4 令和3年笛吹市議会第3回定例会に議案として提出 		
協議結果	【報告事項確認了】		

(案)

笛吹市過疎地域持続的発展計画

自 令和3年4月

至 令和8年3月



— 山梨県笛吹市 —

〈目 次〉

	頁
1 基本的な事項	
(1) 芦川町区域の概況	1
(2) 笛吹市の総人口の推移・芦川町区域の人口及び産業の推移と動向	2
(3) 芦川町区域の行財政の状況	5
(4) 芦川町区域の持続的発展の基本方針	8
(5) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 芦川町区域の現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 事業計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
3 産業の振興	
(1) 芦川町区域の現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 事業計画	14
(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	16
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
4 地域における情報化	
(1) 芦川町区域の現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 芦川町区域の現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 事業計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
6 生活環境の整備	
(1) 芦川町区域の現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 事業計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	21

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	芦川町区域の現況と問題点	22
(2)	その対策	22
(3)	事業計画	23
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	23
8	医療の確保	
(1)	芦川町区域の現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	事業計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
9	教育の振興	
(1)	芦川町区域の現況と問題点	24
(2)	その対策	25
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	25
10	集落の整備	
(1)	芦川町区域の現況と問題点	25
(2)	その対策	26
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
11	地域文化の振興等	
(1)	芦川町区域の現況と問題点	26
(2)	その対策	26
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	芦川町区域の現況と問題点	26
(2)	その対策	26
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	芦川町区域の現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
■	事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	28

笛吹市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 芦川町区域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当区域は、甲府盆地と富士山麓の中間、御坂山地のほぼ中央に位置し、黒岳（標高 1,792m）に源を発する芦川の上流にあって、東西約 11 km、南北約 4 km、総面積 37.15 k m²の農山村区域で、西は甲府市上九一色地区に、南は富士河口湖町に接している。総面積の 92%は森林（山林・原野）で占められ、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の 4 つの集落が芦川溪谷に沿って点在している。

気候は山間地特有で、冬の寒気は厳しく、11 月から翌年 3 月までは各月とも最低気温は氷点下を記録する。また、急峻な地形であるため、集中豪雨による土砂災害に見舞われることも度々ある。

歴史は古く、縄文時代から中世にかけての遺跡をはじめ、鎌倉幕府の歴史書「吾妻鏡」に登場する古道・若彦路、寺社や信仰にまつわる石造物、養蚕の名残を残す兜造りの古民家群や傾斜地を有効活用するために先人たちが築いた石垣等が残されている。また、明治 22 年市制町村制の施行以来、上芦川村、中芦川村、鶯宿村と各々一村で存続してきたが、昭和 16 年 8 月 1 日に合併して芦川村となり、その後、平成 18 年 8 月 1 日に笛吹市に編入合併し笛吹市芦川町となった。

交通は、本市の医療機関や事業所などが多く集まる中心市街地までおよそ 20 km の位置にあり、県道笛吹市川三郷線を利用して 25 km ほどの位置にある県都甲府市も交流圏となっている。また、平成 22 年 3 月に住民の念願であった県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）が開通したことで、交流圏が富士北麓圏域にも広がっている。

地域経済の状況は、地域の基幹産業である農業が、高冷地野菜（ほうれん草等）の生産を中心に営まれているが、平成 22 年の農林業センサスで、99 戸であった農家数は、平成 27 年に 75 戸へと減少している。また、75 戸のうち 50 万円以上の販売金額がある農家は 20 戸と、その多くは自給的農家であり、農業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることがうかがえる。

また、総面積の 9 割以上を森林が占める当区域の林業の状況についても、平成 22 年の農林業センサスで、61 戸であった林家数は、平成 27 年に 44 戸へと減少している。さらに、保有する森林（3ha 以上）で林業を行う林業経営体数も平成 22 年の 7 から平成 27 年に 4 へと減少しており、林業を取り巻く環境についても依然として厳しい状況にあることがうかがえる。

イ 過疎の状況

昭和 35 年の国勢調査で 1,734 人であった当区域の人口は一貫して減少しており、平成 27 年の国勢調査では 361 人と昭和 35 年の 5 分の 1 程度まで減少し、また、高齢者比率についても 10.3% から 57.6%へと急速に進行している。

合併前から過疎対策立法に基づく過疎対策事業に取り組み、平成 18 年 8 月の合併後も農産物直売所等の整備による産業の振興、林道開設、都市住民との交流事業等による交通通信体系の整備、地域間交流の促進及び小学校屋内運動場の整備による教育の振興等の、過疎対策事業への取組により、他区域との格差是正に努めてきたものの、進学や就労等のタイミングでの若年層の流出は続いており、年齢構成の高齢化による地域社会の活力低下が危惧されている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

当区域の産業は、農業を基本として、こんにやくを基幹作物とする産地化を進めてきたが、価格の変動や低迷、高齢化に伴う農作業への負担感から生産量は減少している。現在は、夏期の冷涼な気候を生かした、ほうれん草等の高冷地野菜を主に生産しているが、産地間の価格競争、過疎化による農業従事者の高齢化や担い手不足等、課題は山積している。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、傾斜地が多く、平坦地が少ないという立地から、さらに企業が進出するための新たな土地活用は望めない状況にある。

今後の方向としては、引き続き地域住民にとって必要な生活基盤の整備等を推進するとともに、富士山を望む新道峠展望台の整備等により、交流人口の増加による地域活性化の取組をこれまで以上に推進する必要がある。

(2) 笛吹市の総人口の推移、芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

ア 笛吹市の総人口の推移と見通し

総人口は、昭和 50 年以降、年々増加傾向をみせていたが、平成 17 年の 71,711 人をピークに緩やかな減少傾向に転じ、平成 27 年では 69,559 人となっている。この減少傾向は今後も続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和 42 年の総人口は、41,607 人と見込まれているが、笛吹市人口ビジョンでは合計特殊出生率の上昇と転入促進、転出抑制による人口維持により 55,000 人を目指すとしている。

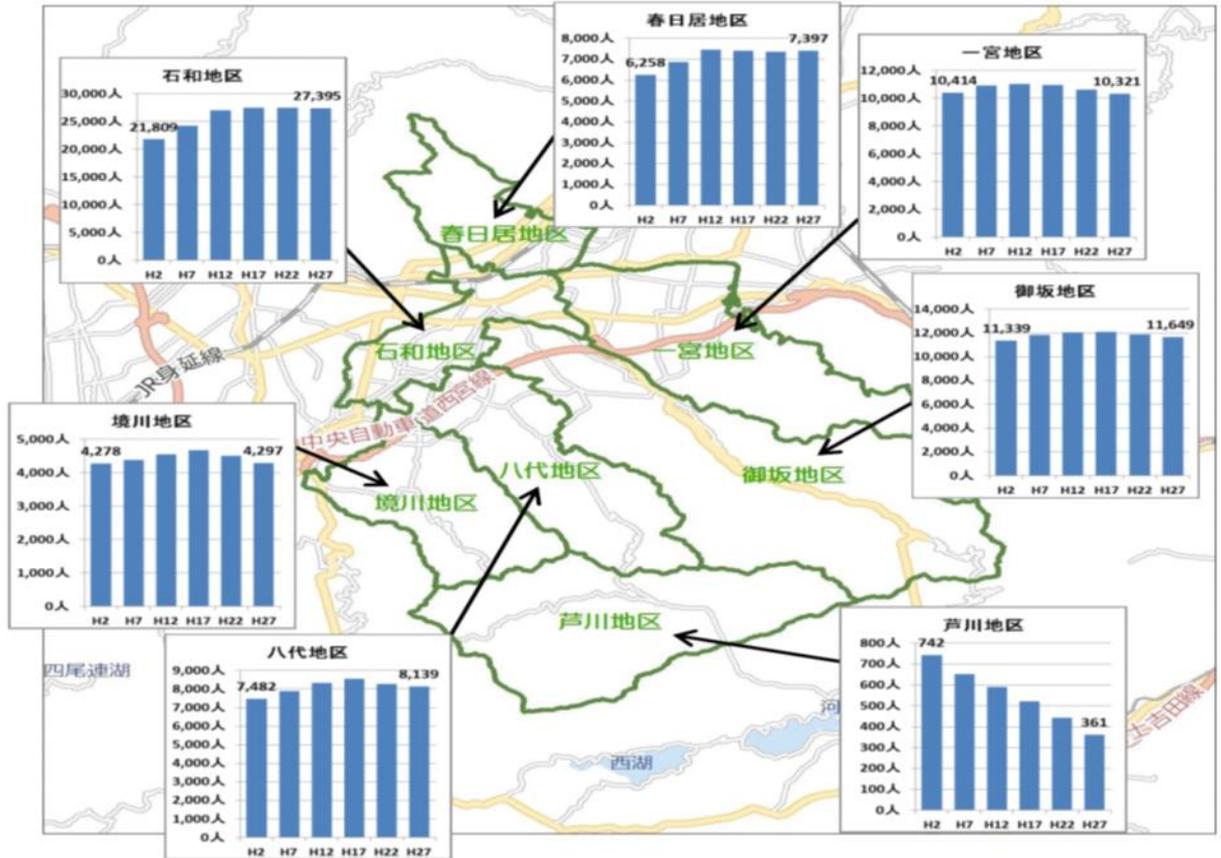
表1-1(1) 笛吹市の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率							
総 数	人 53,064	人 52,278	% △1.5	人 62,322	% 19.2	人 71,711	% 15.1	人 69,559	% △3.0	
0 歳～14 歳	16,198	11,749	△27.5	11,191	△4.7	10,966	△2.0	8,720	△20.5	
15 歳～64 歳	32,099	33,909	5.6	40,536	19.5	45,389	12.0	40,010	△11.9	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	11,973	10,867	△9.2	11,636	7.0	11,056	△5.0	9,297	△16.0	
65 歳以上 (b)	4,767	6,620	38.9	10,595	60.0	15,356	44.9	19,541	27.3	
(a)／総数 若年者比率	% 22.6	% 20.8	—	% 18.7	—	% 15.4	—	% 13.4	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 9.0	% 12.7	—	% 17.0	—	% 21.4	—	% 28.1	—	

※平成 12 年以前の国勢調査の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。

地区別人口の推移



イ 芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

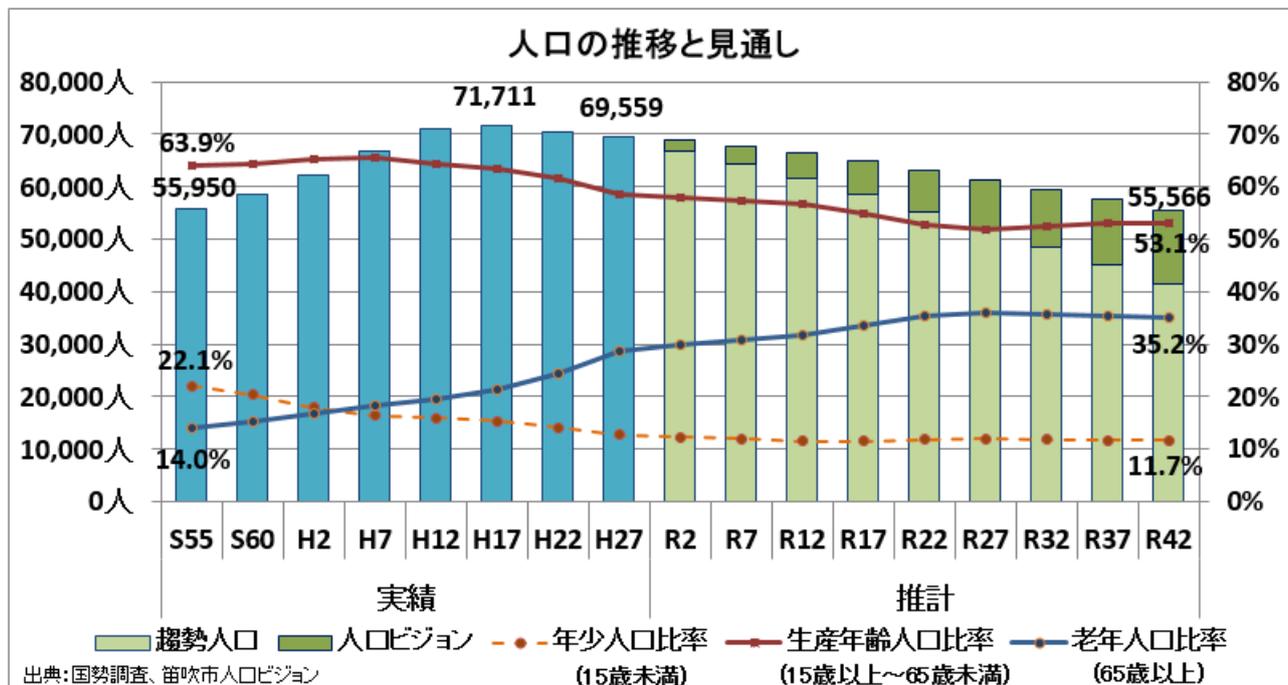
当区域の人口は、昭和35年から平成27年までの国勢調査によれば、昭和35年に1,734人であったが、昭和50年には1,067人、平成2年には742人、平成17年には521人、平成27年には361人と、55年間で1,373人、率にして79.2%の減少となっている。また、高齢者比率についても昭和35年には10.3%であったものが、平成27年には57.6%と上昇が続いている。

産業についても、昭和35年の就業人口930人から平成27年には183人と、55年間で747人、率にして80.3%の減少と、人口の推移と同じ状況が続いている。また、直近の平成22年と平成27年の就業人口の内訳（注：総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。）を比較すると、平成22年は239人の就業人口のうち、第1次産業が82人（34.3%）、第2次産業が46人（19.2%）、第3次産業が104人（43.5%）で、平成27年は183人の就業人口のうち、第1次産業が60人（32.7%）、第2次産業が34人（18.5%）、第3次産業が89人（48.6%）となっており、第1次産業の就業人口が22人の減少と顕著である。

表 1-1(2) 笛吹市芦川町区域（旧芦川村）の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 1,734	人 1,067	% △38.5	人 742	% △30.5	人 521	% △29.8	人 361	% △30.7
0 歳～14 歳	611	204	△66.7	90	△55.9	30	△66.7	18	△40.0
15 歳～64 歳	945	672	△28.9	397	△40.9	221	△44.3	135	△38.9
うち 15 歳～ 29 歳(a)	305	180	△41.0	62	△65.6	50	△19.4	19	△62.0
65 歳以上 (b)	178	191	7.3	255	33.5	270	5.9	208	△23.0
(a)／総数 若年者比率	% 17.6	% 16.9	—	% 8.4	—	% 9.6	—	% 5.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 10.3	% 17.9	—	% 34.4	—	% 51.8	—	% 57.6	—

表 1-1(3) 人口の見通し



(3) 芦川町区域の行財政の状況

当区域における市役所の行政組織については、芦川支所があり、職員が8人で対応している。また、芦川へき地保育所があり、職員が2人で対応している。

芦川支所の業務は、地域の身近な行政窓口として、笛吹市役所本庁との連携を緊密にしながら、住民サービスを行っている。

常備消防については、笛吹市消防本部の笛吹市消防署より、月曜日から木曜日までの午前8時30分から午後5時15分までは再任用職員が、金曜日から日曜日までの午前9時30分から午後4時30分までは消防署員が芦川支所に常駐して、火災や救急の対応に備えている。

また、非常備消防としては、笛吹市消防団芦川分団が組織されているが、団員数は、市条例定数50人のところ、在籍数が40人（うち10人が機能別消防団員）、欠員が10人となっている。市全体の団員平均年齢が36.1歳であるのに対し、当区域の団員平均年齢は53.4歳で、若年層の流出により団員を確保できず、前回の計画策定時点（平成27年50.3歳）から、更に高齢化が進んでいる。

公共施設等の整備については、これまでも順次進めてきたところであるが、市道については、山間地特有の立地条件のため、道路法に基づく基準を満たす道路整備は困難であることから、改良率は低位の状況にある。また、芦川支所の庁舎の一部は未耐震のままである。

次に、財政状況については、合併前の平成17年度決算を見ると、地方税の構成比は、わずか3.0%と低く、全国の類似団体と比較しても自主財源に乏しい自治体であり、地方交付税の占める割合が54.3%と高く、このため財政力指数も0.078と極めて厳しい状況にあった。

こうした中、当区域は平成18年8月に笛吹市に編入合併したが、本市の財政状況も決して楽観できるものではなく、地域経済における景気の急速な改善が望めない状況や高齢社会の進展に伴う社会保障費等の増加により、厳しい財政状況が続いているため、今後も本市の身の丈に合った財政運営に努める必要がある。

なお、そのような財政状況の中、前計画期間（平成28年度から令和2年度までの実績額）における過疎対策事業費は7億1千万円、うち過疎対策事業債は5億1千万円を活用しており、当区域の過疎対策を進める上で、過疎対策事業債は、重要な財源となっている。

表 1-2(1) 笛吹市の財政状況

(単位：千円・%)

区 分	笛吹市		
	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	33,506,815	39,377,042	31,479,716
一般財源	19,616,275	20,301,337	19,311,367
国庫支出金	4,138,600	4,297,946	3,770,315
都道府県支出金	2,096,056	4,177,676	2,025,681
地方債	4,828,645	5,702,006	2,471,097
うち 過疎債	80,500	92,400	82,400
その他	2,827,239	4,898,077	3,901,256
歳出総額 B	31,462,190	37,649,681	29,045,729
義務的経費	13,122,261	14,549,960	15,042,801
投資的経費	4,611,953	6,127,705	2,923,025
うち普通建設事業	4,611,953	6,127,705	2,892,867
その他	13,499,933	16,871,301	10,981,798
過疎対策事業費	228,043	100,715	98,105
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,044,625	1,727,361	2,433,987
翌年度へ繰越すべき財源 D	651,605	215,492	467,992
実質収支 C-D	1,393,020	1,511,869	1,965,995
財政力指数	0.62	0.56	0.51
公債費負担比率	14.67	17.67	18.99
実質公債費比率	13.8	13.4	10.8
起債制限比率	8.29	7.88	7.52
経常収支比率	75.6	89.0	91.6
将来負担比率	88.4	77.6	48.0
地方債現在高	36,554,255	43,915,933	41,168,466

表 1-2(2) 笛吹市の主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 道					
改良率 (%)	—	35.0	40.7	52.9	61.2
舗装率 (%)	—	75.2	86.6	90.1	91.8
農 道					
延長 (m)	495,192	349,715	314,480	309,969	325,775
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	82	85	88	—
林 道					
延長 (m)	50,877	56,357	41,815	31,272	31,987
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	3	4	3	—
水道普及率 (%)	—	98.6	100	98.3	92.5
水洗化率 (%)	—	—	60.5	97.9	98.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	17.04

※平成 12 年以前の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

(4) 芦川町区域の持続的発展の基本方針

当区域は、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、社会資本整備（ハード事業）を中心とした対策とともに、平成 22 年の改正過疎法による地域医療や交通の確保等の新たな過疎対策（ソフト事業）にも取り組みながら、総合的な過疎対策事業を推進し、他区域との格差を是正してきた。しかし、前掲の（1）概況や（2）人口及び産業の推移と動向の項目でも触れたように、依然、人口の減少及び若年層の流出は続いており、高齢者比率は 57.6%と著しく、こうしたことが、地域社会の活力低下につながるものが危惧されている。

一方、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大を見せる中、地方移住への関心が高まっており、都市部とは異なる価値を持つ地方の存在が見直されつつある。

このような状況を踏まえ、第二次笛吹市総合計画や第二期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略、山梨県が策定する山梨県過疎地域持続的発展方針等の計画にも留意しながら、新たな問題点を地域住民と共有し、地域の課題解決及び維持発展を図るため、引き続き地域住民の安全、安心な暮らしを支えるために必要な生活基盤の整備を推進する。あわせて、地域住民一人ひとりが持つ知恵や力を発揮、結集して、豊かな自然や魅力的な景観等の特色ある地域資源を磨きあげ、地域外へと発信し、当区域への興味や関心を抱かせ、訪れていただき、その魅力を認めてもらうことで、地域住民の誇りにつながるという好循環を創り出すことが、重要になってくる。

また、移住者の増加といった地域の課題の解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現するよう取り組むことが重要である。

以上から、本計画では、『地域資源を最大限に活かした持続可能な地域づくり』を持続的発展の基本方針とし、主要施策の方向を次のとおりとする。

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、テレワーク等の働く場所を問わない働き方が全国的に増えており、都市部から地方へ移住するニーズが高まっている傾向にあるため、地域の魅力を積極的に情報発信し、移住先として選ばれ、長期定住してもらえるようなまちづくりを推進していく。

イ 産業の振興

農業従事者の高齢化等が進む中、当区域の不整形で狭小な農地で農業経営を持続させるために、これまで以上に消費者へ訴求できる商品開発や高付加価値化を行う等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高めていく。

また、農産物直売所、すずらんの里等の交流拠点施設等の充実、豊かな自然、魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を推進し、観光客を含めた交流人口の更なる増加を図る。

ウ 地域における情報化

進化、高度化が見込まれる情報インフラに関しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

エ 交通施設の整備、交通手段の確保

市道については、適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境の改善や観光資源へのアクセス道路としての積極的な活用も視野に、今後も新設、拡幅、改良について、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するための市営バスの運行や、スクールバスの運営事業を継続していく。また、地元住民が利用しやすい地域旅客運送サービスの構築を図る。

オ 生活環境の整備

水道施設については、安全な飲料水を安定的に供給するため、簡易水道施設の適切な維持管理に努める。

農業集落排水施設については、快適な生活と衛生的な生活環境の確保及び美しい自然環境の保全のため、今後も計画的な維持管理に努め、安定した稼働を図る。

消防防災体制については、消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利や団員詰所等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。

カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育てについては、安心して子育てできる環境を維持するために、母子の健康づくりを推進する。また、芦川へき地保育所の運営については、地域内外との交流等により、児童が心豊かに育つよう努める。

高齢者については、安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図るとともに、配食サービスを継続し、住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。

キ 医療の確保

住民の医療不安を解消し、健康を守るための診療所の開設及び笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、ドクターヘリを活用した広域的救急医療体制の充実に取り組む。

ク 教育の振興

学校教育については、小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る。

学校教育施設については、児童が安全で安心して学ぶことができる環境整備はもちろん、集会施設及び防災施設等として、複合的利用拠点となることも念頭に計画的に整備を進めていく。

社会教育施設等については、地域住民等のニーズを的確に捉えて、住民同士のコミュニケーション、また、当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策を含めた計画的な環境整備に努める。

ケ 集落の整備

集落としての機能を維持し、地域社会の活性化を図るために、住民の自主的、主体的な活動等の支援を継続し、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材活用についても推進を図る。

コ 地域文化の振興等

先人たちが築きあげてきた古民家群や石垣等を保存、継承することにより、地域住民の郷土意識をさらに醸成するとともに、観光面での活用を強化し、地域文化の振興を推進する。

サ 再生可能エネルギーの利用の推進

脱炭素型の地域づくりを推進するために、小水力発電施設の設置について、当区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討する。

シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

芦川地区過疎地域活性化基金に、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行う。

(5) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標

計画期間を令和2年度から令和6年度までとする第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、これからの時代を担う子育て世代や若者のニーズに応じた取組を構築し発信することで、本市の人口減少に歯止めをかけ、地域創生につなげていくとしている。

また、計画期間を平成30年度から令和7年度までとする第二次笛吹市総合計画においても、にぎわいと活力があり、安心して快適な暮らしができるように持続していくためには、「産業」の振興を今まで以上に力強く押し進め、安定した雇用により、移住、定住を促すことが重要としている。

これらのことから、本計画においても、子育て世代や若者の定着や流入に向けた取組を進めることとし、当区域の生産活動の担い手となり、持続的な発展を支える側である生産年齢人口(15歳以上64歳以下)の転入の促進及び転出の抑制を目標とし、その目標達成に向け、過疎対策事業を推進する。

(参考)住民基本台帳における当区域の人口等の推移

年 度	区域内人口	うち生産年齢人口(15歳以上64歳以下)				
		人口	区域内人口に対する生産年齢人口の割合	転入者数	転出者数	転入者数－転出者数
平成28年度	372人	133人	35.8%	5人	6人	△1人
平成29年度	349人	122人	35.0%	5人	10人	△5人
平成30年度	339人	117人	34.5%	6人	7人	△1人
令和元年度	323人	110人	34.1%	7人	9人	△2人
令和2年度	313人	99人	31.6%	2人	4人	△2人
合 計				25人	36人	△11人

※人口は当該年度の3月31日時点の数値であり、転入者数及び転出者数は当該年度の合計値である。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

計画期間の満了後の翌年度(令和8年度)に達成状況の評価する。

イ 評価手法

笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議等における既存の検証手段を活用する中で、基本目標の達成状況の評価を行い、その結果を市ホームページに公表する。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年2月に笛吹市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の基本方針を次のとおり示した。本計画に記載した全ての公共施設等の整備は笛吹市公共施設等総合管理計画に整合する。

基本方針1【施設保有量の適正化】

人口動態や社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合、複合化の検討に取り組む。

基本方針2【長寿命化の推進】

点検、診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組む。また、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

基本方針3【効率的な管理と有効活用】

民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに資産活用による新たな財源の確保に取り組む。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 芦川町区域の現況と問題点

当区域における移住施策については、合併以前から積極的に取り組んできた。その1つとして山村留学制度がある。平成8年度から平成18年度までの間で延べ35世帯、児童生徒数は54人が当該制度を利用した。平成15年度のピーク時には7世帯、児童生徒数は9人と一定の成果をあげたが、事業の見直しにより平成18年度で廃止となった。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、テレワーク等の働く場所を問わない働き方が全国的に増えており、都市部から地方へ移住するニーズが高まっている傾向にあるが、移住の過程において訪れたことがない場所を選択し、即座に移住することは稀である。

当区域の移住、定住促進への課題としては、移住者が希望する不動産物件が少ないこと、生活の利便性や人間関係の構築に対する不安などがある。

平成26年度に開始した空き家バンク制度では、当区域には100件を超える空き家が存在するものの、現時点で登録されている物件は1件のみである。これは、当区域を離れた方達が、「盆、暮れ、正月は地元で過ごしたい」と一時的に帰省するため、他人へ賃貸や売買をしたくないと考えている

からである。空き家の増加は、各集落における防災や衛生、景観等の生活環境上の課題となり得るため、所有者に対し、適正な管理を促進する必要がある。

地域間交流については、平成22年4月に地域の核となる芦川農産物直売所及び芦川活性化交流施設を整備し、当区域ならではの田舎体験ツアーや町民運動会への参加により、都市住民と地元住民との交流を促進し、当地域を訪れる交流人口の増加に一定の成果をあげている。

(2) その対策

ア 移住、定住対策については、移住コンシェルジュ(移住者等が地域に溶け込めるように相談相手や橋渡し役となる者)である「芦川まちづくり実行委員会」と協働して、地域の魅力を積極的に情報発信し、移住先として選ばれ、長期定住してもらえるようなまちづくりを推進していく。

イ 空き家対策については、空き家の実態調査を進め、空き家バンクへの登録を推進していく。また、空き家バンクの登録物件の取得等に対し、当区域限定の補助金制度を創設することで、移住定住を促進していく。

ウ 地域間交流については、引き続き積極的な情報発信を行い、より多くの人に周知し、訪れてもらい、当区域への共感を生む交流事業を展開することで、移住へつなげていく。さらに、インターネットを活用した情報発信やオンライン交流会等を行うことで、コロナ後の来訪につなげていく。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>・ 芦川町空き家バンク登録物件取得等補助金(仮称)</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>空き家バンク制度を活用し、当区域にある空き家を取得した者に対し、取得費等を補助する事業</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>移住者の負担軽減が図られ移住促進につながるため</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>移住者の増加</p> <p>・ 地域間交流促進事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>都市住民等へ向けた体験ツアー、イベントの開催等、当</p>	市	

		区域への共感を生むような 交流事業を実施するもの (事業の必要性) 当区域の魅力を知ってもら い、訪れてもらい、移住、定 住に結び付けるため (見込まれる事業効果等) 移住、定住者の増加	
--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

3 産業の振興

(1) 芦川町区域の現況と問題点

農業については、夏季冷涼な気候を生かしながら、高齢化に対応した軽量野菜であるほうれん草等の生産を中心に営まれているが、農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、道路交通網の整備に伴う流通の拡大による産地間競争も激しさを増しており、依然厳しい状況にある。

また、当区域の耕地は、狭く急傾斜地帯にあり、機械化が困難なうえ、就業者の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の拡大も問題となっている。

林業についても、木材価格の低迷や就業者の高齢化と後継者不足等、依然厳しい状況にある。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、特殊な立地条件から、工業用地の確保等は極めて厳しく、新たな工場誘致は、期待できない状況である。

観光業については、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんなどの豊かな自然を保護し、富士山を望む展望台の整備を行うなど、地域資源を活かした事業を推進してきた。今後も当区域の特色を活かした観光施策を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 各種農業振興策を積極的に活用するとともに、当区域に適した新たな高付加価値農産物の開発やこれまでに開発、生産している農産物に訴求力のある付加価値を付けて販売する等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高める。

イ 農産物直売所等の各交流拠点施設では、地場産品の販売、農産物の加工品製造への取組、地域資源を活かした体験事業等による交流を通じて、地域の魅力を広く発信する拠点としての運営を行う。

ウ 農地中間管理機構と連携して、意欲ある生産者への農地集約を図るとともに、交流事業における

農業体験の場としての活用を図るなどの取組により、遊休農地の解消に努める。

エ 林業については、笛吹市森林整備計画に基づいた水源涵養機能等、森林の有する公益的機能を維持確保しながら整備を図るとともに、不良木の除去等修景に努め、天然生林の更新補助や保育等の森林造成施業を推進する。

オ 観光業については、富士山を望む展望台及び周辺の整備、近年その群生が減少傾向にある日本すずらんの保護等、豊かな自然や魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を今後も推進していく。また、展望台までの送迎バスを運行させることで、観光客を含む交流人口の更なる増加を図る。

カ 恵まれた自然の中で緑に親しみ、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与する憩いの場であるレクリエーション施設の改修を行い、観光施設の一つとして活用し、地域の活性化を図る。

キ 産業振興施策の実施に当たっては、周辺市町村等との連携に努めていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・新道峠展望台及び周辺整備事業 ・すずらんの里改修事業 ・芦川グリーンロッジ改修事業 ・すずらん群生地整備事業 	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・花木植栽事業 (具体的な事業内容) 地域住民の協力により、花木の植栽を行う事業 (事業の必要性) 景観の魅力を高め、観光振興を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等 ・芦川農産物直売所等指定管理事業 (具体的な事業内容) 指定管理者制度による芦川農産物直売所等の運営 		

		<p>(事業の必要性) 地域産業の振興を図るため (見込まれる事業効果等) 地域住民の生産意欲の向上、地域の活性化等</p> <p>・農産物直売所食堂用新メニュー開発事業(仮称) (具体的な事業内容) 農産物直売所で提供する食事の新メニューを開発する事業</p> <p>(事業の必要性) 新たな価値を創出し、当区域の産業振興を図るため (見込まれる事業効果等) 地域の活性化、観光客の増加等</p> <p>・日本すずらん保護事業 (具体的な事業内容) 植生の調査や育成試験等を実施する事業</p> <p>(事業の必要性) 県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、観光資源としての活用を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・すずらんの里指定管理事業 (具体的な事業内容) 指定管理者制度によるすずらんの里の運営</p> <p>(事業の必要性) 緑豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休養を提供するとともに産業</p>		
--	--	--	--	--

		<p>振興に寄与するため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・兜造り茅葺古民家藤原邸 指定管理事業 (具体的な事業内容) 指定管理者制度による兜造り茅葺古民家藤原邸の運営 (事業の必要性) 歴史文化的景観の保全と観光資源としての活用を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・新道峠送迎バス運行事業 (仮称) (具体的な事業内容) 公共施設から展望台まで送迎バスを運行する事業 (事業の必要性) 展望台までのアクセス道路が悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p>		
--	--	---	--	--

(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
芦川町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」(2) その対策及び (3) 事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設については、予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら長寿命化を図る。

また、指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。

レクリエーション施設については、計画的に修繕を行う。

4 地域における情報化

(1) 芦川町区域の現況と問題点

情報インフラについては、平成 22 年にケーブルテレビ事業者への支援を行い、CATV の受信による地上デジタルテレビ放送への対応がなされるとともに、高速インターネットの整備も完了し、当区域におけるデジタル・ディバイド（インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）は解消されている。

また、防災行政無線システムが、平成 23 年度に当区域も含め、全市的にデジタル化へと移行し、災害や気象情報の伝達、一般広報にも活用されている。

今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う必要がある。

(2) その対策

ア 地域の維持や活性化には、情報インフラの整備が必須であり、今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 芦川町区域の現況と問題点

当区域は、笛吹市の中心市街地までおよそ 20km の位置にある。幹線道路は、区域内を縦貫する県道笛吹市川三郷線、甲府圏域と富士北麓圏域を結ぶ県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の 2 路線があり、住民の日常生活及び観光面等、地域活性化の基盤となっている。県道笛吹市川三郷線は、落石や土砂崩落の危険性が高いとされているため、大雨等による通行止めが度々あり、住民の日常生活にも支障を及ぼしている。

市道については、集落内を結ぶ生活の基盤となるものであるが、地形的制約により勾配がきつく、

幅員も狭いため、大型車両が通行し難い箇所もある。また、住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間における降雪時の道路交通確保が重要であり、迅速な除雪対策が求められている。

農道については、これまでの県営中山間地域総合整備事業等により、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備が進められてきた。今後も適切な維持管理と新設、拡幅等の必要な整備を推進する必要がある。

林道については、森林施業の合理化や土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等、森林の多面的機能を活用するための整備をこれまでも進めてきた。

交通については、民間路線バスが鶯宿－石和温泉駅間を運行していたが、平成元年9月に廃止されたことを受け、同年10月から市営バスの運行を開始し、1日4往復している。一方、県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通に伴い、民間バス事業者によって上芦川－富士山駅間で運行が行われていたが、利用者数の減少により、当区域運行部分は令和3年4月に廃止されている。また、当区域の中学校が統合再編されたことに伴い、スクールバスの運営事業を行っている。（令和3年4月時点では利用対象者がいないため、運行は行われていない）

(2) その対策

ア 当区域の幹線道路である県道については、富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通が、地域活性化に大きく貢献している。一方、それに伴って交通量が増加した区域内を縦貫する笛吹市川三郷線については、大雨等による通行止めが度々あり、住民生活にも支障を及ぼしている。今後も関係機関と緊密に連携し、八代町奈良原地区から当区域までを結ぶ新たなトンネルの整備等について、県に対して要望していく。

イ 当区域の集落内をつなぐ市道については、地形的制約により新設や拡幅等が容易ではないことから、今後も適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。また、防護柵、路面標示等の交通安全施設の整備についても検討を行い、身近な生活道路の充実を図る。

ウ 住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間の降雪時の道路交通確保が重要であるため、除雪体制を整え、関係機関及び地域住民と連携しながら迅速な除雪対応に努める。

エ 農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境を改善する役割や観光振興にも大きな役割を果たしているため、今後も適切な維持管理に努め、新設や拡幅等についても、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。

オ 交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するため、市営バスの運行及びスクールバス運営事業を継続する。また、既存の公共交通に捉われない、地元住民が利用しやすい地域旅客運送サービスの構築を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道 2-64 号線（道路改良事業） L=50m W=4.0～6.5m ・ 市道 7033 号線（道路改良事業） L=1,150m W=4.0～6.5m 	市	
	(3) 林道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営林道鶯宿中芦川線 L=4,506m W=4.0m ・ 市営林道水ヶ沢線 L=2,002m W=4.0m ・ 市営林道燕入沢上芦川線 令和3年度 L=350m W=4.0m カーブミラー設置 17 基 令和4年度 L=300m、W=4.0m 		
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域旅客運送サービスの構築事業(仮称) (具体的な事業内容) 地元住民が使いやすい地域旅客運送サービスを構築する事業 (事業の必要性) 移動手段を持たない交通弱者の移動手段を確保するため (見込まれる事業効果等) 移動手段の確保等 ・ 芦川スクールバス運営事業 (具体的な事業内容) 当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業 (事業の必要性) 遠距離通学となる学生の移動手段を確保するため (見込まれる事業効果等) 安全に登下校できる移動手段の確保 	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路は、日常生活や経済活動を支える重要な生活基盤であることを踏まえ、計画的に道路改良や路面改修を実施する。

維持管理、修繕、更新の際には、長寿命化につながる予防保全に取り組むほか、新技術の採用を検討し、コスト削減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 芦川町区域の現況と問題点

生活環境については、当区域の快適で暮らしやすい生活環境づくりを推進するため、これまでも生活関連公共施設の整備を推進してきたところである。

水道施設は、簡易水道により普及率が100%の水準となっている。

また、平成7年度から農業集落排水事業に取り組み、平成12年度に完成、加入率も100%と衛生的な生活環境の確保とともに、芦川の清流を守り、次代に引き継ぐことに努めている。今後は、経年劣化等による施設の老朽化対策が避けられない状況である。処理施設及び管渠施設の改修の必要性や時期等についての検討を行い、計画的な維持管理及び整備を行う必要がある。

ごみ処理については、甲府・峡東クリーンセンターで処理しており、今後も資源ごみ等の分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する必要がある。また、美しい自然、景観を守るために不法投棄防止対策の強化も必要である。

災害対策については、当区域は急峻な地形のため土砂災害のおそれのある危険箇所も多く、これまで何度も災害に見舞われているため、これらの被害を最小限に防止する必要がある。

消防防災体制については、笛吹市消防本部による対応がなされているが、地域の消防防災力の中核を担う消防団については、若年層の流出の影響から団員の高齢化が進んでおり、団員の確保対策が急務となっている。現在、消防団の再編が行われ、4部体制から2部に統合しているが、消防車両は統合前の4台を配備したままであり、詰所及び車庫施設は耐震性能が確保されていない老朽化した施設であるため、消防団施設及び車両の整備について、検討する必要がある。

市営住宅については、当区域に3か所整備されており、その建築年も昭和62年、63年、平成12年と市全体の中では比較的新しい建築年となっている。また、その中でも、平成12年建築の若者定住促進住宅については、移住、定住の受け皿としての役割を果たしているため、他の2か所とともに今後も安全性と良好な居住性を保ちつつ、計画的な修繕のもと、活用していくことが求められる。

当区域は、古民家への宿泊体験、農作業体験による地域活性化など、地域振興と合わせた景観形成に関する取組が行われた環境もあり、貴重な農山村の景観を保全する必要がある。

(2) その対策

ア 簡易水道は、施設整備から数十年を経過している施設もあり、送配水管や配水池等の老朽化対策が必要であるため、計画的な維持管理及び整備に努め、安全な飲料水の安定供給を図る。

イ 農業集落排水施設は、衛生的な生活環境の確保及び芦川の清流を守り続けるためには必要不可欠な施設であるため、処理施設や管渠施設の機能診断を実施し、最適な整備構想を定める中で計画的な維持管理及び整備を行う。

ウ ごみ処理は、分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する。また、美しい自然、景観を守るため、不法投棄パトロール員によるパトロールを行い、不法投棄防止対策に努める。

エ 災害対策については、今後も県等の関係機関と緊密に連携し、自然災害防止対策の推進に努める。また、当区域は土砂災害等への対応が不可欠であるため、地域住民の生命や財産を災害から守るための災害防止施設等の整備を促進するとともに、住民同士の連携による土砂災害等を想定した避難訓練を実施する等、住民の自主防災意識の向上と地域防災力の強化を図る。

オ 消防防災体制については、消防団員の確保対策として消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利や団員詰所等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。また、平成 25 年度に各世帯に整備した防災行政無線の戸別受信機により、悪天候でも情報を迅速かつ確実に伝達することが可能となった。今後も防災情報の伝達機能の維持、強化を図る。

カ 市営住宅については、現在、若者定住促進住宅 1 か所（8 世帯分）、市営住宅 2 か所（4 世帯分）が整備されているが、今後も移住、定住の受け皿としての役割を果たせるよう、計画的な維持管理を行っていく。

キ 事業者から大規模太陽光発電施設の設置の計画等があった場合には、県とともに関係法令に則って事業者に対して指導を行うなど、当区域の景観の保全に努める。

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	・ 消防施設等整備事業（消防団施設、消防車両）	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道施設及び農業集落排水施設は、計画的な点検、清掃、補修を進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化とコスト削減を図る。

消防施設は、災害時の救助及び復旧活動の拠点となることを踏まえ、予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行う。

市営住宅は経済情勢や住宅事情による需要の変化を踏まえながら、総量の適正化について検討を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 芦川町区域の現況と問題点

当区域には、児童福祉施設として、芦川へき地保育所1か所が整備されている。過疎化の進行により、平成25年度には入所児童数が1人となり、存続が危ぶまれたが、引き続き当区域の子育て環境を維持することが決定され、令和3年4月1日現在3人が入所している。今後も地域の多世代交流の場としての活用等、小規模な保育所ならではの取組を検討する必要がある。

当区域の人口及び高齢者比率の推移は、平成17年の国勢調査で人口521人、高齢者比率51.8%から平成27年には人口361人、高齢者比率57.6%と、人口の減少と高齢化に歯止めがかかっていない状況であり、今後もこの傾向が続くことが予想される。

また、平成27年の国勢調査によれば、当区域の一人暮らし高齢者世帯は65世帯となっており、住民同士による日々の声掛けや安否確認といった見守り体制が重要である。

市が実施している配食サービス事業については、食の確保が困難な在宅の高齢者等に対して、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で健康に安心して暮らせる環境を目指すものである。

地域の高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域において安心していきいきと、互いに支え合いながら生活を送ることができるよう笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）を推進し、介護、介護予防等のサービスが切れ目なく提供される環境を構築するとともに、生涯現役の観点から、積極的に社会参加できる環境を整備する必要がある。

障がい者については、市内の他区域と同様に笛吹市第4次障害者基本計画等に基づき、引き続き自立を支援する環境づくりを推進していく必要がある。

保健については、第2次笛吹市健康増進計画（ふえふき笑顔ヘルスプラン）に基づき、各ライフステージに応じた健康目標達成のための取組を引き続き推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援については、安心して子育てできる環境を維持するため、母子の健康づくりを引き続き推進するとともに、芦川へき地保育所の運営については、市内他区域における保育所との交流事業の継続や芦川小学校に通う児童を含む地域の多世代との交流による地域ぐるみの子育てをより緊密にすることで、児童が心豊かに育つよう努める。

イ 高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域において安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図る。また、市が実施している配食サービス事業を継続し、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、高齢者が住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。また、ボランティア活動、生産活動、都市住民等との交流、生涯学習活動等、高齢者の活躍の場をつくり、積極的に社会参加できる環境整備を推進する。

ウ 障がい者については、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、笛吹市第4次障害者基本計

画に示された相談支援機能の充実、就労及び雇用の支援、障がい者に対する市民の正しい理解の促進等、自立を支援する環境づくりを推進する。

エ 保健については、第2次笛吹市健康増進計画に基づき、子どもの規則正しい生活の推進、働き盛りの生活習慣病予防、高齢者の運動講座や健康教室の開催等、各ライフステージに応じた健康目標達成のための取組を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>・配食サービス事業 (具体的な事業内容)</p> <p>食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業 (事業の必要性)</p> <p>安定した食の確保と配達時の見守りのため (見込まれる事業効果等)</p> <p>住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

8 医療の確保

(1) 芦川町区域の現況と問題点

医療については、当区域の医療不安を解消し、健康を守るための笛吹市芦川国民健康保険診療所（内科、歯科）を「芦川ふれあいプラザ」内に、指定管理者の運営により開設している。住民が安心して生活できる地域として、身近に受診できる環境を維持する必要がある。

救急医療については、芦川支所に常駐している笛吹市消防本部の消防職員又は再任用職員等が、初動対応（応急手当等）を行い、救急車による区域外の医療機関への搬送につなげている。また、重篤な患者が発生した場合等には、搬送時間の大幅な短縮が必要となり、ドクターヘリの利用が不可欠であることから、受け入れのための環境整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 医療については、地域住民が身近な場所で安心して受けられるよう、笛吹市芦川国民健康保険診

療所の開設を継続する。

イ 救急医療については、笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、重篤な患者が発生した場合等における搬送時間の大幅な短縮を図るため、県等の関係機関と連携して、ドクターヘリのヘリポート（離着陸施設）を整備し、救急医療体制の充実を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>・ 芦川診療所指定管理委託事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>指定管理者制度による「笛吹市芦川国民健康保険診療所」の運営事業。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>無医地域である当区域の医療不安の解消を図るため</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>医療の確保</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全に基づく改修等を計画的に行いながら、長寿命化を図り継続使用を考慮し、築60年以上の施設利用を目指し維持管理を図る。

9 教育の振興

(1) 芦川町区域の現況と問題点

学校教育については、小、中学校を各1校ずつ運営してきたが、平成22年3月末、中学校は隣接区域の浅川中学校と統合再編した。小学校については、令和元年度から「小規模特認校」として認定し、通学区域の指定にかかわらず、市内在住の児童が入学、転学できる制度を導入した。過疎化による児童数の減少により、平成27年4月の全校児童数は4人だったが、令和3年4月の全校児童数は8人と少しずつ増えている。引き続き小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る必要がある。

学校教育施設の整備については、これまでも児童が安全で安心して学ぶことができる環境整備を行い、併せて地域の集会所や災害時の避難所としての役割を果たす観点から、旧中学校校舎の跡地に、平成27年2月、新耐震基準に適合する屋内運動場を建造した。また、学校敷地全体の耐震化を図るた

め、周囲の擁壁及びグラウンドを現在の基準に合致した構造に改修する工事を実施した。

生涯学習等については、若年層の流出や高齢者人口の増加等により、地域社会の活力低下が危惧されているが、生涯学習等の機会を通じて、知識や技能の向上を目指す仲間が集まり、活動することで、新たな地域社会の核となることが期待されるため、ニーズを的確に捉えた講座メニュー等の提供や各社会教育施設等の老朽化対策を含めた整備を計画的に推進する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育については、市内他区域の学校や芦川へき地保育所に通う児童、地域の方々との交流により、地域への愛着や人との絆を深める教育を引き続き推進する。

イ 学校教育施設については、耐震化を図る改修は一通り実施されているが、教育環境の向上のみならず、社会教育施設、集会施設、防災施設等として、地域住民の複合的利用拠点となることも念頭に計画的に整備を進めていく。また、老朽化の目立つ給食施設の改修等についても、今後計画的な整備を行う。

ウ 生涯学習等については、地域住民のニーズを的確に捉えた講座メニュー等を提供するとともに、社会教育施設については、住民同士及び当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策等を含めた計画的な施設環境の整備に努め、新たな地域コミュニティの核となりうる仲間づくりを推進する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら、長寿命化を図り、築60年以上の施設利用を目指し維持管理を行う。

10 集落の整備

(1) 芦川町区域の現況と問題点

当区域は、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の4つの集落から形成されている。各集落の人口(住民基本台帳に基づく令和3年3月末日時点の統計)は38人から105人と、差はあるものの、若年層の流出と高齢化が進んでいる状況は共通している。

これまで、芦川村において村営住宅の整備等、若者等の定住促進を図るための対策を進めてきたところではあるが、現在も人口の減少と高齢化に歯止めがかかっていない状況であり、地域におけるコミュニティ機能の低下が危惧されている。

このような中、地域活性化に地域住民が主体的に取り組んでいる状況もあることから、地域社会の維持、活性化を図るために、地域住民自らが考え、力を合わせて行動することへの支援を継続するとともに、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材活用についても推進する必要がある。

(2) その対策

ア 集落としての機能の維持、強化を図るため、地域住民主体の地域活性化の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊等の活用を検討し、積極的な活動を中心的に担う人材の育成や確保に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 芦川町区域の現況と問題点

当区域には、独特の風土の中で、先人たちが築き上げてきた兜造りの古民家群や石垣等があり、これまでも再生、保存し、その活用を図ってきたところである。

古民家群等を保存、継承していくことは、地域の個性を守ることであり、地域住民の郷土意識の更なる醸成にもつながるものである。また、観光振興の面でも大きな魅力の一つになりうるため、積極的な活用を図る必要がある。

(2) その対策

ア 地域の特色ある古民家群や石垣等を保存、継承し、地域住民の郷土意識の更なる醸成につなげるとともに、観光資源としての活用を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 芦川町区域の現況と問題点

本市においては、令和 32 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和 2 年 7 月に宣言しており、再生可能エネルギーの活用、緑地の保全等の自然資源の活用等、脱炭素型の地域づくりを推進している。その実現には、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの活用は特に欠かせない取組である。

(2) その対策

ア 二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するための小水力発電施設の設置については、適切な水量の確保と環境保全において周辺に悪影響を与えない場所を施設設置場所として選定し、効率的な発電を行うことが求められることから、区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討していく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 芦川町区域の現況と問題点

当区域の人口減少と高齢化が進む中、地域の活性化を図るには、計画的な財政運営に努める必要がある。今後も計画的に過疎対策事業を推進するとともに、芦川地区過疎地域活性化基金の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための基金積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後における事業実施に充てる。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		・笛吹市芦川地区過疎地域 活性化基金積立	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

支所については、近隣の公共施設との複合化や集約、多目的利用、機能移転も含めた検討を行い規模の最適化を図る。

PPP/PFI の導入や民間事業者、地域住民との連携などの民間活力の活用を視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図る。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	芦川町空き家バンク登録物件取得等補助金（仮称） （具体的な事業内容） 空き家バンク制度を活用し、当区域にある空き家を取得した者に対し、取得費等を補助し、移住者の増加を図る。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		地域間交流促進事業 都市住民等へ向けた体験ツアーや季節を感じさせるイベントの開催等、当区域への共感を生むような交流事業を展開するとともに、その情報発信を積極的に行い、当区域をより多くの人に知ってもらい、訪れてもらい、移住、定住に結びつける。		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	花木植栽事業 地域住民の協力により、花木の植栽を行い、景観の魅力を高め、観光振興を図る。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		芦川農産物直売所等指定管理事業 指定管理者制度による農産物直売所及び活性化交流施設の運営事業。今後も継続して、地域住民の生産意欲の向上及び地域の活性化を図る。		
		芦川農産物直売所食堂用新メニュー開発事業（仮称） 農産物直売所で提供する食事の新メニューを開発し、当区域の産業振興を図る。		
		すずらんの里指定管理事業 指定管理者制度による「すずらんの里」の運営事業。緑豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休養を提供するとともに産業振興を図る。		

		<p>日本すずらん保護事業 本州随一を誇り、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、重要な観光資源としての活用を図るため、植生の調査や具体的な育成試験等を実施し、群生地の維持拡大を図る。</p>		
		<p>兜造り茅葺古民家藤原邸指定管理事業 指定管理者制度による「兜造り茅葺古民家藤原邸」の運営事業。景観の保全とともに観光資源としての活用を図る。</p>		
		<p>新道峠送迎バス運行事業(仮称) 公共施設から新道峠展望台まで送迎バスを運行する事業。展望台までのアクセス道路が悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る。</p>		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>芦川スクールバス運営事業 当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業。遠距離通学となる学生の移動手段を確保する。</p>	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		<p>地域旅客運送サービスの構築事業(仮称) 当区域の住民が利用しやすい地域旅客運送サービスの構築に取り組む事業。</p>		
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>配食サービス事業 食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業。安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で安心して暮らしている環境を目指す。</p>	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

8 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業	芦川診療所管理委託事業 指定管理者制度による「笛吹市芦川国民健康保険診療所」の運営事業。無医地域である当区域の医療不安を解消するため、芦川ふれあいプラザ内に診療所を開設し、身近に受診できる環境を確保する。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金積立 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後の事業実施に充てる。	市	